

平成 29 年度 社会福祉法人福浜会事業計画

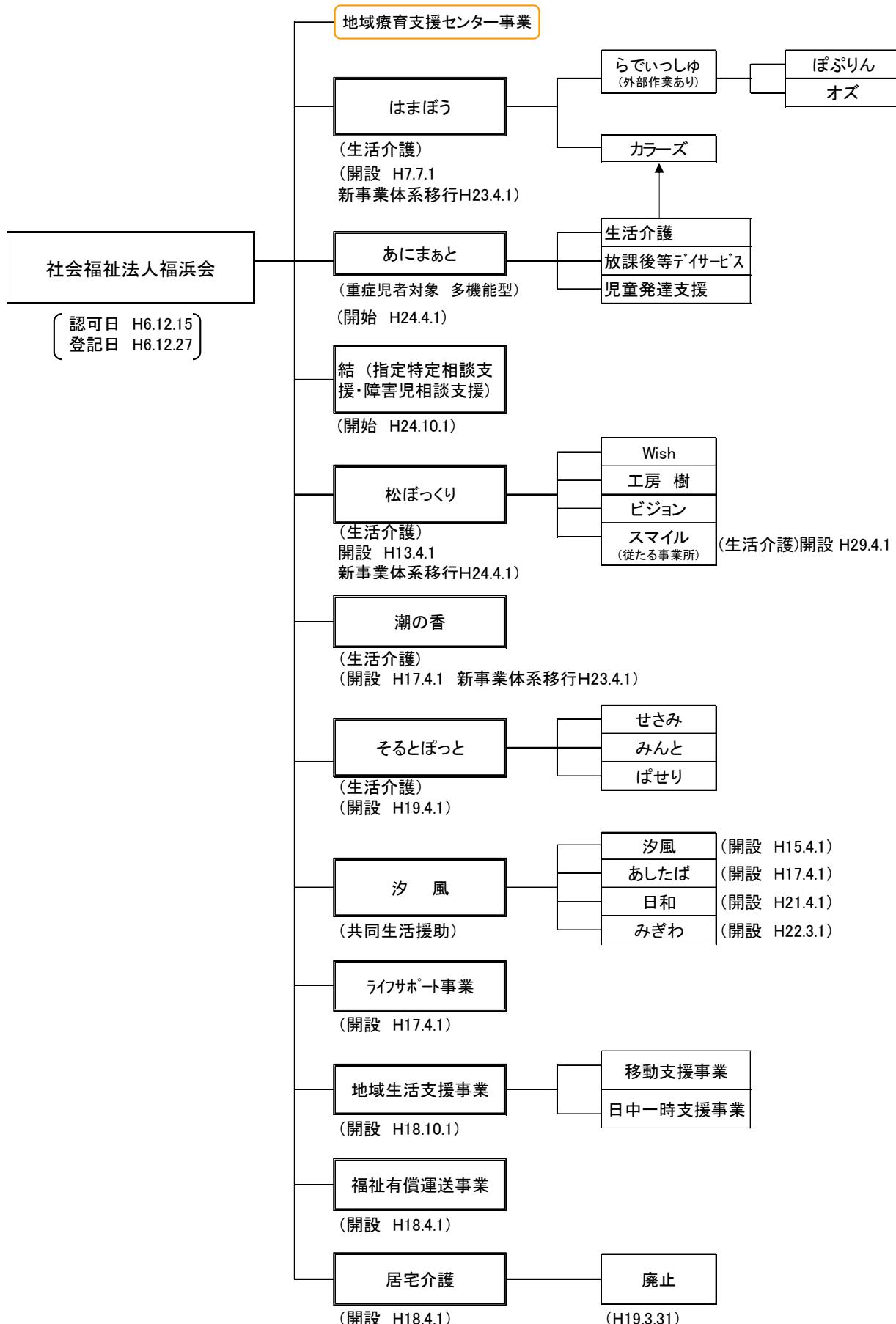
(1) 法人	・・・	P 1
(2) はまぼう	・・・	P 9
(3) あにまあと	・・・	P 19
(4) そるとぽっと	・・・	P 25
(5) 松ぼっくり	・・・	P 33
(6) 潮の香	・・・	P 43
(7) 地域生活支援	・・・	P 51
(8) 夕風	・・・	P 53
(9) 結	・・・	P 56
(10) 地域療育センター事業		P 57

社会福祉法人福浜会

法人の沿革

平成 3年 12月	設立準備委員会発足 社会福祉に理解があり、施設建設に賛同する人たちと福田町手をつなぐ親の会と連携し、社会福祉法人設立及び知的障害者通所更生施設建設のための設立準備委員会が発足。ノーマライゼーションを基本理念に“障害のある人が、生き生きと暮らせる街は、だれにとっても暮らしやすい、やさしい街”を目標に掲げ、在宅者及び養護学校卒業後の活動の場として、障害の程度の別なく家庭から通える施設建設に向けて活動を始める。
平成 6年 12月	社会福祉法人福浜会設立（認可 H6.12.15 登記 H6.12.27）
平成 7年 4月	施設開所に向けて通所者とともに活動始まる。 開所までの3ヶ月間、福田町の施設を利用して通所者15名で活動を開始。
平成 7年 7月	知的障害者通所更生施設「はまぼう」開所。通所者26名（定員30名）。
平成 10年 7月	県施設機能利用事業を実施 利用希望者の増加により、県施設機能利用事業を実施し、定員外で希望者を受け入れる。新しい施設の開設まで希望者の受け入れが続く。
平成 13年 4月	利用者が増えたため、磐田市の協力を得て、教育施設を利用し、活動を始める。 定員外での利用者（33名）が増え、新しい施設の開設までの9ヶ月間、磐田市内の小学校分教室を借用して15名の人たちとともに活動を行う。
平成 14年 1月	知的障害者通所授産施設「セルプ松ぼっくり」開所。 通所者30名（定員30名）。（平成20年4月「松ぼっくり」に名称変更）
平成 14年 10月	はまぼう在宅重症心身障害児者通園事業（B型施設）を併設。 登録者7名。医療的ケアを必要とする人の受け入れも行う。
平成 15年 4月	知的障害者通所授産施設「セルプ松ぼっくり」定員30名から40名に増加 県心身障害者生活寮「汐風」を福田町大原地内に開設（現在は磐田駅南に移転） 法人内施設利用者2名と福田町手をつなぐ育成会会員2名から、生活寮設置の要望を受け、定員4名で開設。（平成16年3月グループホームに認可）
平成 17年 3月	県心身障害者生活寮「あしたば」を磐田市御殿地内に建設し、開設。定員5名。 (平成17年4月 地域生活援助事業（グループホーム）に認可される)
平成 17年 4月	福田町潮の香作業所がセルプ松ぼっくり潮の香分場として、事業開始。 在宅支援としてライフサポート事業（静岡県単独事業）開始。
平成 18年 4月	居宅介護事業所「はまぼう」が認可され、開始。
平成 18年 10月	汐風が障害者自立支援法施行に伴い、共同生活介護事業（ケアホーム）となる。 地域生活支援事業（日中一時支援事業、移動支援事業）開始。
平成 19年 3月	居宅介護事業所「はまぼう」を廃止。
平成 19年 4月	障害福祉サービス事業「そるとぼっと」（生活介護事業）開所 定員20名。 「セルプ松ぼっくり」が「松ぼっくり」に名称変更。
平成 20年 4月	共同生活援助「日和」開設。定員5名。 地域療育支援センター事業受託（地域療育支援センター 結）
平成 21年 4月	共同生活介護「みぎわ」開設。定員5名。
平成 22年 3月	はまぼうが生活介護事業に、潮の香が自立訓練・生活介護事業に移行
平成 23年 4月	指定一般相談支援事業所として県の指定を受ける。
平成 24年 3月	松ぼっくりが生活介護事業に移行。
平成 24年 4月	重症心身障害児(者)通園事業廃止に伴い、「あにまあと」として。多機能型(生活介護事業・児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業一体型)の事業開始。
平成 24年 10月	指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業開始。
平成 25年 4月	地域療育支援センター事業(療育3事業は継続)・一般相談支援事業廃止。 潮の香自立訓練事業廃止に伴い、全て生活介護事業となる。
平成 26年 4月	汐風がケアホームからグループホームへ（一元化）。

H29(福)福浜会 サービス展開図



障がい福祉について

社会福祉法人福浜会

現在当法人が運営する施設や事業は下記のとおりです。

- 生活介護事業「はまぼう」
- 重心対象多機能型（生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス）「あにまあと」
- 生活介護事業「そるとぽっと」
- 生活介護事業「潮の香」
- 生活介護事業「松ぼっくり」
- 共同生活援助事業（グループホーム）「汐風」
ホーム名（4箇所）・・・「汐風」「あしたば」「日和」「みぎわ」
- 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業（基本・計画相談）「結」
- 地域生活支援（在宅支援）
地域生活支援事業（日中一時支援事業、移動支援事業）
静岡県ライフサポート事業
- 福祉有償運送

ノーマライゼーション理念を基本とし、「障がいのある人が、生き生きと暮らせる街は、だれにとっても暮らしやすい、やさしい街」を目標に、障がいの程度にかかわらず誰でも通える日中活動支援の場として「はまぼう」がスタート。「自分の人生は自分で選んで決める」そのための援助、そして「障がいがあるからこそ地域で暮らし続ける」ことを利用者さんと共に考え、そのために、自分たちに何ができるのかを常に問い合わせています。

《施設の基本的な考え方》

両施設共に基本となるのは、ノーマライゼーション理念にありますが、具体的には施設の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考え方です。そしてその中心にあるのは、人権の尊重です。

換言すれば、自分の人生を主体的に生きていくこと（自主性）であり、そのためには自己選択及び自己決定が尊重されること、そしてそれを実現していくために、職員は、利用者さんの体験等を通して生活の幅を広げ、社会参加を図るためにサポートすることではないかと考えています。

このような人権の考え方の中心にあるのは、「個人の尊厳」であり、一人ひとりが、人格的に自律した存在として最大限に尊重されなければならないということです。特に自己決定権は、自分のプライベートな問題は自分で決めるという権利であり、「個人の尊厳」の理念にある「人格的自律」を端的に表しているものだといえるでしょう。

人間は、この選択の幅を多く持つことで、自主性が育ち、自主性を持つことで、自立（自己実現）するのです。

《指導と援助》

社会福祉施設では、社会に適応することを前提とした「指導や訓練」が、知的障がいのある人への福祉サービスの基本だと考えられてきた時代がありました。その結果、利用者の個性や主体性を無視した一方的な押し付けがなされてきたことが指摘されてきました。このような対応は、利用者に「いやだと言ってはいけない」という受け身の姿勢を生みやすく、指図されないと動けない人を作り出すことになりかねません。

知的障がいのある人々は、確かにその障がいのために危険から身を守ることや素早い判

断が不得手である場合が多いため、適切な保護や効果的な指導は大切です。しかし、例えば子どもの場合であれば、知的障がいがあるからというよりは、子どもなら誰でも保護や指導は必要となります。知的障がいがあるからといって、何歳になっても子どもと同じだと考えることは誤りです。

こうした「指導する側」と「指導される側」というスタンスから生じる問題点（人権侵害）も指摘されています。それは「名前の呼び捨て」であったり、「幼児扱い」であったり、「プライバシーの侵害」などです。これらに共通しているのは、自分たちは障がいのある人を「指導する」立場にあるんだという意識が強く、障がいがあってもそれぞれ独立した人格を持っているという意識が希薄なことです。施設職員が、自分のことを先生と呼ばせることも、特に成人施設ではおかしなことではないでしょうか。

また施設では行事などへの参加の有無について、利用者さんの意向を聞かずして職員が代わって判断することが見受けられます。「障がいがあって判断力に乏しいから、本人に聞いても仕方がない」という心理が働いているのではないかでしょうか。そこには全員同じように参加すべきだという思い込みもあり、「〇〇〇〇」という名前を持った個人の思いに触れ、その意思を尊重しようという視点が希薄なのかもしれません。

要約すると、指導について大切なことが二つあります。一つは「指導は障がいのない状態に近づけ、社会への適応を図ることではない」ということ、もう一つは「イヤと言わない素直な子」を育てるのではないということです。あくまでも、その人自身の持ち味を發揮すること、イヤと言える、自分を主張できることにつながる指導（＝援助）であるべきです。

ここに援助という概念が出てくるのです。生きる主体は本人だからです。地域社会の中で普通の生活を目指すのであれば、個々人の真のニーズに応じた支援、援助が基本になるはずです。

《福祉の専門職とは》

今まで述べてきたように、職員に求められるのは、利用者さんを独立した人格の持ち主として、人格的に対等な人間として接することのできる人権意識を持つことではないでしょうか。そしてそのためには、一人ひとりが、自己決定権に基づいて、自己表現、自己主張できる環境を作らなければいけないだろうと考えます。

この自己決定権の尊重は、自己表現の困難な知的障がいのある人の意思や意向を、コミュニケーションを通して確認したうえで援助を行う事であり（インフォームドコンセント）、現場では時間のかかる方法であり工夫が必要です。また失敗した経験を持つと、同じ経験や新たな体験に対して心の中に制限や断念を生み、前向きに取り組む気持ちになれなくなることもあります。そのような時には、周囲の適切なフォローと支えが重要となります。

これこそが、福祉の専門家に求められる「専門職としての資質」ではないでしょうか。スキルを高めるというのは、単に技術的なことを指すのではなく、このような視点を持ち、その人が何を望みどう暮らしたいと考えているのかに思いを寄せて、支援の工夫をしていくこと、それが福祉の仕事の専門性なのではないかと考えています。

《 支 援 の 心 得 》

- 1 「一人はみんなのために、みんなは一人のために」お互いに助け合う心を持つ。この仕事は、一人ひとりとの信頼関係を基本として、それぞれの力量を認め、補い合うチームで行う仕事である。
- 2 施設(事業所)は、利用者さんにとって生活(活動)の場であり、職員の仕事はそれを支えるものである。
- 3 福祉とは、人間らしい生活の確保であり、その援助の基本は、共に感じ、共に生きる姿勢である。
- 4 福祉に雑用はない。すべての関わり（掃除、洗濯…）が、利用者さんの生活に直接影響を与えることを認識しよう。
- 5 もし身内に施設を利用する人がいたら、迷うことなく、安心して利用できるような場にしよう。
- 6 具体的な支援はその家族が近くにいても疑問とならない対応を工夫する。
- 7 人間としての誇りを傷つけないように、ひとりひとりの個性を尊重し、自己選択権及び自己決定権を保障する。
- 8 言葉に気をつけよう。一つの言葉が相手を生かしたり傷つけたりする。
- 9 どんなに障がいが重くても、心まで障がいをもっていない。相手の心を大事にし、寄り添うことから始めよう。
- 10 利用者が、今何を考え、どうすることを望んでいるのか、その人の声に耳を傾け、利用者さんに説明し、納得する対応（インフォームドコンセント）を心掛けることが基本である。
- 11 利用者の成長は、職員の時機を得た関わりとともに、その人自身に、そうしよう、そうなりたいという心の芽生えがあったからこそであることを忘れてはならない。
- 12 事故は、起こるべくして起こる。事前の準備と点検、その場の注意と確認で事故は未然に防げる。

平成 29 年度 社会福祉法人福浜会事業計画

この間議論されてきた社会福祉法人制度改革は、平成 29 年 4 月 1 日施行されることとなった(平成 28 年 4 月 1 日一部施行)。その内容は、「経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）」「事業運営の透明性の向上」「適正かつ公正な支出管理（財務規律の強化）」「地域における公益的な取組を実施する責務」「内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」「行政の関与の在り方」である。「経営組織のガバナンスの強化」については、評議員会を議決機関として位置付け、重要事項の決議をさせることによって、理事会への牽制機能を持たせるとともに、理事や監事の権限や責任の明確化を図っていくこととなる。「地域における公益的な取組を実施する責務」では、少子高齢化が進む地域の中で社会福祉法人が果たす役割として地域における公益的な取組が挙げられている。地域の他法人と連携、協力しながら、「地域で誰もが普通に暮らす」ために何ができるのだろうかということを視点に、地域を見つめ考えることから始めていきたい。

人材不足が、様々な業種で言われる中、障害者関係事業所の職員確保も、年々困難をきたしてきている。昨年は、求人をかけても、募集者が全くない時期が続いた。法人側から仕事の魅力を社会に発信していくとともに、人材育成の強化や働きやすい環境を整え、職員の定着を図っていきたい。中でも、看護師や保育士等の専門職の確保については、一法人だけの問題ではなく、地域で支援を必要としている人の暮らしを支えるという意味では、関係行政と一体となった取り組みを検討する時が来ているのではないかと思われる。

また平成 30 年度には、国で障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが、報酬改定に合わせて行われる。障害福祉サービスのみならず、介護保険事業、医療診療報酬などの報酬改定が同時に行われることが決まっている。団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年問題（介護給付費、医療費等の増）を見据え、社会保障費抑制及び削減がセットで進められることが予想されるが、要支援者の在宅生活を今後どう支えていくのかという視点を踏み外さずにこの問題は語られるべきではないだろうか。

現在、障害福祉の分野で「意思決定支援」、「支援つき意思決定」についての議論が高まり、そこでは障害のある人もない人も、人として本来持っている自分の人生における自己選択・自己決定をお互いに尊重し合い、差別のない共生社会の実現が述べられている。法人内でも、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」が施行される中、このことに関して職員一人ひとりが明確な認識を持ち、支援の現場で活かしていくように、法人全体で合同研修を度重ねて実施している。

利用者さんが生き活きと充実した豊かな生活に結びつくように、一人ひとりの思いを受け止めて本人らしい生き方、暮らしの実現に向けた支援の在り方が求められている。

1. 運営の健全化と借入金償還財源の確保

今後とも法人及び施設運営の健全化を図っていくために、償還財源の内の設置者負担分については、後援会「はまぼうを支える会」と協力して、借入金償還財源の確保を含めた運営費の確保に努めていく。来年度の償還計画は別紙のとおりである。

2. 松ぼっくり従たる事業所「スマイル」の開所

平成 27 年度社会福祉施設等施設整備費補助を受け、平成 28 年度に施設整備を行った。3 月に完成検査、引き渡しが行われ、4 月 1 日より、新しい建物にて活動することとなる。

主に自閉症スペクトラムと呼ばれる方たちの日中活動の場として施設整備を行った。その行動の特異さとわかりづらさから本人の思いや気持ちを汲み取ることが難しい関係障害で、その本人が本来持っている障害の部分だけでなく、他の環境（否定的な感情や人間関係、騒々しさなどの環境要因、わかりづらい説明や言葉など）による影響がみられ、二次的な障害とも言えるのではないだろうか。

そのような方たちを支援するとき、その人間関係をある程度整理し、環境を整えてから、支援者との関係づくりを行うことが必要で、その環境調整が大切であると強く感じている。そういう意味から、大きな空間の中で大人数を支援するのではなく、少人数を中心としたこじんまりとしたスペース（従たる事業所）を基本にした環境の中で、ひとりひとりの関係性に配慮した人間的な関わりが必要になると思い、今回の整備となった。

このような人たちが、学校卒業後に家庭から通える場所として、地域の中にある居場所として機能できるよう努力していきたい。

3. 重症心身障害という重い障害のある人たちの将来について

あにまあと（重心を主たる対象とする多機能型（生活介護・放課後等デイサービス・児童発達支援））は、平成 13 年より、重症心身障害者通園事業として発足して以来、はまぼうの建物の一角で活動してきたが、利用者数の増加、また、医療的なケアのある人も多く、より良い生活環境の下で活動を行う環境が必要であるとの思いから、関係するご家族と一緒に、現在施設整備に向けて動いている。

平成 28 年 6 月に平成 28 年度社会福祉施設等施設整備費補助金申請の概要調書を提出し、国の補助事業として施設整備ができるように準備を進めている。法人内の準備としてはスタッフの確保である。看護師、保育士、児童指導員、理学療法士等の配置が望まれているが、現実的には困難な面がある。一方、医療的なケアについては、支援員が喀痰吸引研修に参加し、現在 2 名の職員が対応する体制ができつつある。重症心身障害という重い障害のある人たちや児童の活動する場は非常に限られている。一歩ずつではあるが、地域のニーズに応えていけるよう準備をしていきたいと考えている。

4. 福祉避難所の指定と防災対策について

磐田市と福祉避難所の指定の協定書を交わし、この地域の障害のある人や高齢者等の災害時要援護者の福祉避難所として機能するように、今後も非常用食料、設備面でもさらに準備を進めていきたい。

法人内の動きとしては、平成 23 年度から月に 1 回防火管理者を中心に、継続的に防災担当者会議を行っている。大規模災害、風水害、危機管理に関するマニュアル（防災計画）の検討を行っているが、特に今後は風水害に対する防災対策の必要性を感じている。法人内施設の近隣で、数年前に大雨等による冠水があり、通行ができない状況があった。これまで大規模地震等を想定した防災対策だったが、日本全国どこでもゲリラ豪雨が発生している現状を踏まえ、今後は風水害対策も想定した防災計画立てていく予定である。

5. 理事会及び評議員会開催予定表

監事会・理事会	評議員会	時 期	内 容
監事会		平成29年 5月	平成28年度分事業監査並びに会計監査
旧理事会		平成29年 5月	平成28年度事業報告、前年度決算報告外
	定時評議員会	平成29年 6月	平成28年度事業報告、前年度決算報告外 新理事・新監事選任
新理事会		平成29年 6月	新理事長選出
第2回理事会		平成29年 9月	平成28年度収支補正(第1次)予算など
監事会		平成29年12月	平成28年度分事業並びに会計中間監査
第3回理事会		平成29年12月	平成28年度収支補正(第2次)予算など
第4回理事会		平成30年 3月	平成28年度収支最終補正予算 次年度事業計画並びに当初予算ほか
	第2回評議員会	平成30年 3月	平成28年度収支最終補正予算 次年度事業計画並びに当初予算ほか議決事項

平成29年度はまぼう事業計画

1. 目的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 基本方針

ノーマライゼーション理念を柱に、活動の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考えが基本です。職員は、常に利用者さんに対する理解と愛情を持ち、支援等について工夫し、それぞれの職種において、適切な支援の実施、設備、財産の保全、予算、経理の適正な執行に当たるとともに、職員間及び利用者さん並びに家族の方との有機的な連携が図られるように努めます。

3. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを基本に、個別支援計画を作成し、援助します。

- (1) 一人ひとりの関心、持っている力・適性等を考慮し、自己実現をめざしたプログラムを立てます。
- (2) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるように援助します。
- (3) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努めます。
- (4) 家族との意思の疎通を図ることで、一人ひとりにとって質の高い生活に結びつくように努めます。
- (5) 地域の方々、ボランティアさん、関係行政等活動を通じ、その理解と協力を深め、社会参加しやすい環境づくりをめざします。

4. 活動について

どんなに重い障がいがあっても、地域の中で暮らし続けたいという思いや願いを受け止め、一人ひとりの活動や関係の広がり、そして地域の方との交流を意識したプログラムを心がけていきます。

(1) 生活

社会生活を営んでいく上で身につけて置きたいことについて、日常の場面の中で自らの力で獲得できるように援助していきます。

- ・ 身の回りのこと・・・移動、身だしなみ、歯磨き、食事マナー、排泄等
- ・ 社会性・・・他の人との信頼関係、挨拶、言葉遣い、交通ルール等

(2)活動

施設に通ってきている一人ひとりには、それぞれ生きてきた生活史があり、思いや関心事はそれぞれ。その一人ひとりを理解し、知っていくためには、その思いに寄り添うことからすべてが始まります。一人の人として向き合い、語り合い、共に活動をする中から、その人となりを知るものだと考えます。

そのためには工夫が必要です。自分が何をしたいのかを選んだり、やってみたいと思えるようになるためには、いくつかの活動の選択肢を用意したり、多くの経験を重ねることです。例えば事業所では、自分が所属するグループの活動しかできないやりかたではなく、他のグループの活動も選ぶこともできる方法を探り入れたり、グループを越えて普段関わることが少ない利用者さんや職員とも関係ができるような活動を、個別または集団で取り組むなど、幅広いプログラムを継続的に準備することが自己選択する力になっていきます。利用者さんが興味を持って、主体的に取り組める活動の広がりが重要です。グループにおいては、利用者さんと一緒に活動の計画や内容を考え、話し合い、プログラムを作成していくようにそれぞれ工夫をしています。現在実施している活動も固定したものとしてではなく、利用される方の状況を見ながら柔軟に、より選択しやすいように提示していくことが重要です。

また働くことは大切さだと考えていますが、生産的な活動だけが働くことではありません。仲間とともに創造的な活動やリクリエーション活動を通して、自己表現していくこと、それはその人の輝きであり、延いては周りへの働きかけでもあります。物を創る喜びやでき上がったものに触れる楽しさ、見る楽しさ、そして充実感を得ること、また落ち着いた空間と音楽という感覚刺激の中で自分の気持ちを投げ出す解放感を得ること、すべてその人の働きです。

それを目指して、利用者さん一人ひとりの思いや意見が反映され、意欲的に主体として取り組めるように、作業、創作、レクリエーション等の活動を組み合わせたプログラム作りや、よりきめ細かな配慮や関わりができる環境等に留意した活動を心掛けるようにしています。

また、日常的に地域に出て活動することは、社会の一員として他者との関わりを通じて学ぶべきことも多いだけでなく、地域の方も障がいのある人に触れる機会が増え理解にもつながっています。「地域で安心して暮らしていくための環境づくり」という視点から、地域で活動するプログラムを利用者さんとともに考えていきたい。

5. 概要

- (1) 設置・運営主体　社会福祉法人福浜会
- (2) 種別・名称　生活介護事業　はまぼう
重心多機能型あにまあと
(生活介護・児童発達・放課後等デイサービス)
- (3) 開設年月日　平成7年7月1日
- (4) 定員　はまぼう 35名　あにまあと 5名
- (5) 地域生活支援事業（日中一時支援事業・移動支援事業）若干名
- (6) ライフサポート事業　若干名
- (7) 福祉有償運送
- (8) 地域療育支援センター事業
- (9) 規模
 - 敷地面積 863m²
 - 建物面積 665.01m²
 - 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平家建
 - 増築部分 一部2階建て

(10) 職 員 構 成

職種	管理責任者 サービス施設長兼者	支援員	看護師	嘱託医	協力医
定数	1	20	2	1	1

6. グループ活動

らでいっしゅ

(1)作業活動について

所属しているグループの活動にとらわれず、利用者さんの希望する活動を主体的に選択していくことを基本とする。自分の目標に向けてそれぞれのペースで取り組み、自分の得意なことは伸ばし、苦手なことも頑張る気持ちを持てるように支援していく。一人ひとりの思いを尊重し、場面に応じたメンバー構成を考え、グループ全体がお互いの気持ちを理解できるような雰囲気を作っていく。

グループの主な作業活動として、受注作業・さをり織り・縫製・クリスマスツリー・アルミ缶リサイクル・園芸・外部作業を中心に行っていく。

【ぽぷりん工房】

①受注作業

<株式会社ブリヂストン>

同じ工程の繰り返し作業が取り組みやすい利用者さんを中心に行っていく。

ブリヂストンのLD塗装下キャップとLD下パック清掃作業を実施。LD下パックは、長年携わってきたCKT使用済みキャップの製造終了に伴い、昨年12月に導入した。おおまかに工程を2～3段階に分け、それぞれに出来る工程を分担してやっていく。塗装下キャップ清掃作業は、単純な作業ではあるが部品が小さい為、治具を使用するなど、それぞれの利用者さんに応じたやり方で出来る工程までやっていく。また、地域交流の一環として地域の方にもお手伝いをして頂きながら実施していく。

<大洋工業株式会社>

車の納車時等に使用する保護カバーの袋詰めの内職を請け負っている。作業を始めて2年程たち、それが行う工程も決まり、作業のペースも安定している。作業スピードも上っており、一人ひとりが自分の工程に責任を持って取り組んでいく。

②さをり織り

折りたたみ式の織り機5台を使用していく。糸選びを各自で行っていくため、思い思いの色合いや風合いが生まれ、さらに個性を出して行くために、一人ひとり違う技法を取り入れ、より個性のある物にしていく。織り上がった製品は、縫製活動やボランティアさんの協力も得ながら、製品化していく。

③縫製

さをり織りの布の個性を生かした物を考え、巾着袋やバックなどの製品に仕上げていく。いろいろな人の意見を参考に製品化し、はまぼうのタグを製品につけていく事で、はまぼう独自の製品という自覚を持ち利用者さんの意欲に繋げていく。また、利用者さんの力量や好みにあわせ、ボタンや生地選びを行い、オリジナルの製品が出来るよう工夫していく。

④あんてるせん

あんてるせんは、クリスマスツリーの土台作りを中心に行っていくが、他の作業が少ない時にはかご作りにもチャレンジしていきたい。

⑤クリスマスツリー

各工程をそれぞれ興味のある利用者さんが関わり、色彩や季節感を楽しみながら行っていく。

⑥印刷

限られた利用者さんになるが、法人内の年賀状印刷を行なっていく。担当利用者さんの得意分野を生かし、年賀状裏面のレイアウト・住所録の管理・印刷を行なっていくことで、仕事に対する責任感を養い、自信に繋げていく。

【オズグループ】

①アルミ缶リサイクル

週に1回地元を中心にアルミ缶の回収作業を実施。集めたアルミ缶のプルタブを外し、缶つぶし機を使って潰す作業を行い、週に1～2回リサイクル業者に搬入する。アルミ缶単価の変動を見ながら、より高く購入してくれる業者に運搬していく。

アルミ缶リサイクル活動は、缶回収を通じて地域の方との交流も生まれ、同時に資源リサイクルの一端を担うことができる有効な作業である。手動式をメインとした室内での活動と、足で踏み潰す缶つぶし機を使用した屋外での活動とに分かれて取り組んでいく。

②畑・園芸

畑での野菜作り、花の苗作りなどを行う。

畑はボランティアさんの協力を得ながら、さつま芋・玉葱を中心に野菜作りを行い、皆で収穫の喜びが得られるように育て、作業意欲の向上に繋げていく。

園芸は主にグリーンバンクから頂いた種から苗作りを実施。地域貢献の一環として、地元自治会から依頼されている道路脇花壇の管理や11月に県庁に納入する花の苗のプランター作りを中心に行っていく。季節に応じた花の苗を作り、植物を育てる喜び・達成感が持てるよう取り組んでいく。

【外部作業】

直接事業所へでかけ、従業員の方とともに働いたり、業務の一部を担ったりすることで、社会の一員として働くことへの意識を高めていく。

①コーチング（現在6名）

部品にゴム・銅のリングをはめる作業を行っており、現在約30種類以上の部品を扱っている。作業内容はそれぞれ固定されている為、作業スピードもあがり、仕事量も増えている。検品も本人たちが行い、大きなミスも無く安定して取り組めている。一人ひとりが責任を持って、継続して仕事に取り組んでいけるよう支援していく。

②ベッドメイキング（老人保健施設2箇所で実施）

両施設ともそれぞれが協力しあい、意欲的に仕事に取り組んでいる。仕事への慣れからか、雑になってしまることがあるので、1回1回責任を持って取り組むように伝えていく。

（さくらの苑）：現在4名の利用者が参加している。利用者さん同士で教えあうこともでき、分からることはしっかり聞きに行くこともできている。職員の付き添いのない状態でも行えるように、様子をみながら今後検討していく。

（於保老人保健施設）：現在4名の利用者が参加している。さくらの苑同様に、職員の付き添いなく取り組めるようにしていきたいが、利用者さんの負担のないように、様子を見ながら今後検討していく。

【販 売】

出来上がった縫製品等は、地域のバザー・アプレグール・お茶の山大園等で積極的に販売していく。地域との関わりを深めるため、製品の宣伝として作品展などにも出掛けていく。地域に出て行くことで、多くの人に知っていただく機会をつくり、それを製品作りの意欲に繋げていきたい。

苗や野菜等は、玄関前の無人販売や各バザー等で販売していく。

販売の協力をお願いできる場や店舗があれば、隨時検討していく。

(2) グループ活動について

①ミーティング

- 朝のミーティング前に、個々の活動の説明をし、各自活動の選択をし、白板にネームプレートを貼っていく。ミーティング進行は、利用者さんが主体となり、多くの利用者さんが関わるように順番で行っていく。
- ミーティング後のラジオ体操で体を動かすことで、一日を気持ちよくスタートさせていくようにしていく。
- 帰りのミーティングは、その日にあった出来事の感想や意見など伝え合っていく。

②グループ活動

- グループ外出や料理作りを各グループで実施し、グループ内の親睦を深める。外出や料理作りにかかる費用は、作業収入から捻出し、利用者さんの作業意欲を高められるようする。
- 宿泊体験は、利用者さん、家族からも実施してほしいという声が多いため、日中一時支援等を利用し、グループで立案、希望者を対象に実施していく。(一部実費)
- スポーツ等の個別活動を実施。水泳・ボウリングなどのスポーツ体験だけでなく、料理作りや買い物などの日常生活での実施が難しい生活体験を個別活動として、希望者を対象に行う。
- 個別体験は、通常の活動の中では実施の難しい個別外出などを計画する。有意義な体験となるように、本人の希望することや体験して欲しいことを考慮して実施していく。(実費)

③余暇活動

- 日々の活動の中にスポーツ、創作活動、レクリエーション、ウォーキング等の活動を取り入れ、仲間と共に使う楽しさや趣味の広がりにも繋げていきたい。また、月に2回、地域にある体育館を借用し、心身のリフレッシュを図る。

カラーズ

主に重複障がいのある利用者さんを中心としたグループ。個々の興味・関心に適した活動を楽しみながら他のグループとの関わり合いも持ち、充実した生活が出来るようしていく。

活動は、あにまあと（生活介護）と合同でおこなう。

(1)体制

利用者 12名<生活介護11名、日中一時1名>

はまぼう（生活介護）

	口腔吸引	鼻腔吸引	気管切開	吸引 (気切部)	経鼻 経管栄養	経管栄養 (胃瘻)	呼吸器 管理	酸素管理
A	1	1				1		
B	1		1			1	1	
C			1	1	1			1
D	1					1		
E					1			
合計	3	1	2	1	2	3	1	1

(2)活内容

①作業

障がいが重くても、一人の社会人として働く喜びは大きい。一人ひとりに合わせ、無理なく活動が出来るように働きかけていく。感覚・色彩等感じる事の出来る作業を探りながら、造形的な活動と組み合わせ考えていく。具体的には紙工芸・粘土細工（小麦粉粘土）・クッキー作りを中心にそれぞれが興味を持ち、取り組めるものを行っていく。又、他グループの利用者さんにも参加を呼びかけ一緒に作業を行い、他グループの活動にも参加し、交流を図ると共に活動の場を広げる機会を持つ。

②販売

出来上がった自主製品は、保護者会・地域交流会・地域のバザー等での販売を行う。

③ふれあい体操

毎週月曜日、スポーツプログラマーによる柔軟体操や、皮膚刺激・関節可動域を広げる運動をゲーム感覚で実施。個々の障がいの内容に合った運動を検討し、無理の無いように進めていく。月に1度（毎月第3月曜日）、理学療法士に参加していただき、状態の確認・今後の体操の方針を検討する。

④散歩・外気浴

室内で過ごすことの多い利用者さんは、外部環境（車や鳥・風、そしてその音や声など）により様々な刺激を受ける。その日の天候や利用者さんの体調等に留意しながら、介助者の可能な限り実施していく。

⑤足浴・手浴

冬季、下肢に麻痺がある方は特に下肢冷感が強いため、足浴を実施することで血液の流れを良くし、全身の緊張を和らげる。個別に足浴のほか手浴も行っていく。利用者さんの楽しみのひとつとして、入浴剤の種類の選択も取り入れていく。

⑥リフレクソロジー

毎週木曜日、1回に3人ずつ（一人約30分）の割合で、リラックスできる環境を保つよう考慮しながら、フレクソロジストによる足裏マッサージをしていく。（施行前には足浴を実施し、足を温め血行をよくしておく。）車椅子利用者さんが多く、歩くことは殆ど無いため、足裏の刺激は良い効果となっている。

⑦レクリエーション

ペットボトルボウリング・ボール遊び・紙芝居・音楽鑑賞・ビデオ鑑賞・楽器遊び・ぬり絵・トランプ等を行っていく。遊びの中で仲間との関わりや喜びを体感できるようにしていく。又、ぬり絵等を通して、色彩遊びや出来上がりの達成感を味わえるようにしていく。

⑧スヌーズレン

車椅子利用者さんは行動範囲が限られてしまうことが多く外部刺激は少ない。そのため五感刺激を目的としたスヌーズレンを取り入れていく。暗幕使用、イルミネーションの光とアロマ、音楽等の演出で、聞く・見る・嗅ぐ・触る、を感じながらリラックスできるようにする。

⑨内職

受注作業（ブリヂストン）を作業種のひとつとして選択できる形をとっていく。

⑩外出

利用者の希望を聞いた上で、その日の天候や利用者さんの体調等に留意しながら行う。

外出先では、季節を感じ、気持ちよく過ごすことができる機会となるよう心掛ける。

⑪グループ活動

外出・食事会（外注）・納涼会・クリスマス会など、グループとして季節感を味わえる活動を実施し、メンバーの交流を図る。

⑫誕生日

誕生日外出として利用者さん本人が買い物に行くなど楽しめるようにする。外出が難しい利用者さんには、プレゼントを渡し皆でお祝いをする。

(3)その他

①ミーティング

<朝のミーティング> 毎日、利用者さんが交代で当番となり進行。出欠席者やその日の活動の確認、食事介助者の確認等をする。

<帰りのミーティング> その日にあった出来事の感想や反省、翌日の予定を確認する。

②個別体験（個別外出）

個人の希望に沿って実施できるようにしていく。他グループの利用者さんとの関わりも持てるように働きかけていく。体調等により外出が難しい利用者さんはご家族と相談しながら検討する。

③宿泊体験

恒例行事となりつつあり、楽しみにしている利用者さんも多いため、日中一時支援事業等を利用しながら実施していく。（希望者のみ）

④健康管理

通所時・昼食後に検温、必要に応じてバイタルチェックを実施し、体調の変化の把握に努めていく。

看護師を中心に一人ひとりの日々の様子を観察し、ご家族との連絡を密にとりながら個々の対応に留意し職員間で共通認識をする。そして、利用者さんが無理なく過ごせるように配慮していく。医療ケアに関してはそれぞれ主治医のケア指示書に従い看護師が実施していく。

⑤食事

個々に合った食べやすい食事形態を探りながら、楽しく食事が出来るように配慮していく。
(きざみ食・一口大・小口切り・ペースト食・トロミ等)

7. 音楽活動（ともしひコンサート）

音楽活動をしているNPO法人に依頼し、月1回、音楽（歌や楽器）に親しむ機会を設け、皆が楽しめるコンサートを開催する。

8. 行 事

施設全体またはグループ毎に、季節に合わせた行事やレクリエーション活動の一環として実施している。具体的には、地域交流会やバーベキュー、ミニ運動会などの文化的、余暇的活動を企画し、ご家族、ボランティアさん、地域の方たち等との交流を通して、生活空間を広げていく。

9. はまちゃん会（本人会）

利用者さん主体の会として年間10回程度実施予定。日中活動の向上のための意見を出し合ったり、恒例のクリスマス会や豆まき会など、利用者さん主体の行事について話合い、企画・実施していく。会の活動を通して、自分たちでやっているという自覚や自信に繋がっているので、今年度もレクリエーションの企画・実施を含めた意見交換の場として実施する。

10. レクリエーション活動

(1)サークル活動

利用者さんの好きな活動の場を広げるためサークル活動を実施。3つのサークルを作り、利用者さんの好きなサークルを一年単位で選択し実施していく。基本的に、第3火曜日の午後に実施。年間10回実施予定。

(2)土曜日レクリエーション

土曜日の通所日を利用して、レクリエーションを行っていく。料理作り・スポーツ・工作活動・ミニイベントなど利用者さんの楽しめる内容を考慮し、グループを超えたコミュニケーション作りや、心身ともにリフレッシュする大切な場・時間としていく。

11. 委員会活動

(1)生活・保健委員会

生活・保健委員会は、利用者さんの生活、健康、衛生面に留意し、その維持・向上を図ることを目的とする。健康診断、嘱託医との連携、健康記録の整備、施設内(週に1回の消毒)や個人の衛生面への配慮、体重測定、必要に応じてお知らせ等の発行を実施する。

また、インフルエンザ等感染症対策については、発生予防のうがい手洗い等の励行をしていく。

(2)環境美化委員会

年2回の大掃除や花壇整備等において、ご家族の方やボランティアさんの力を借りながら、利用者さんが快適に過ごせるような環境を整えていく。

ゴミの分別については、種類別のゴミ箱を分かりやすく表示し、他の職員の協力を得ながら全職員で意識的に分別に取り組む。

(3)安全委員会

常に利用者さんの身の安全を念頭において、確実な介助や支援を行い、事故防止に努めるよう職員の意識向上を図る。また「事故報告書」「ヒヤリハット」に基づく、情報収集と安全管理体制を見直すとともに、事故が発生した場合には、速やかに委員会を開き、対応・対策を検討する。法人内の各施設との合同委員会を開催し、情報収集・情報交換をする。

- ① 利用者さんの安全確保と適切な介助や支援の実施及び事故防止に対する職員の意識向上を図る。
- ② 施設設備（環境）の保全管理
- ③ 安全運転管理（講習、車検、点検等）
- ④ 緊急事態への対応・・・安全管理マニュアル、不審者侵入対応マニュアル
- ⑤ 福祉有償運送（登録の有効期間：平成32年3月22日まで）

平成18年度より福祉有償運送が始まったが、より安全運転を心掛けるように研修等（プラッシュアップ講習等）を通して、職員の安全運転意識の向上と、技能・知識の修得を図る。

12. 地域社会との関係

はまぼうは、地域社会にとって貴重な社会資源であると同時に、地域社会の一員であり、積極的に地域との交流を図っていく。

- ① 広報活動
 - ・法人のホームページ
 - ・ふくはまのかぜ（年3回発行）の配布等
 - ・作品の展示即売会及び協力店販売並びに地域のバザー等での製品販売
 - ・施設行事へのボランティアさんや地域の方々の参加（施設のオープン化）
- ② 作業、散歩、外出等の日常的な施設外活動の実施及び地域行事への参加・交流
- ③ ボランティア活動の受け入れ
- ④ 市及び地元自治会自主防災組織との連携
- ⑤ 施設の建物及び設備の提供（敬老会会場提供、避難場所提供）
- ⑥ 地域貢献（広報誌の取りまとめ、自治会の花壇整備）

13. 家庭との関係

事業所における活動は、ご家族の協力があつてはじめて支援の効果が期待される。常に連絡を取って意思疎通を図り、活動への理解と協力を得るとともに、その悩みや相談があれば真摯に向き合い、一緒に取り組んでいく関係作りを心掛けていく。利用者さんやご家族の思いや願いに触れることが大切である。

① 家庭との連絡

連絡ノートによる日常的な情報の交換や必要に応じた電話等による連絡。

(長期休暇時には、必要に応じて連絡を入れる。)

② 随時、個別面談やグループ毎の会合（懇談会）、活動参観を実施し、意見交換を行う。

③ 随時、個別の相談に応じられる体制を作る。

④ 活動及び行事等への参加・協力依頼

⑤ はまべ会との共催行事（地域交流会、ウォーキングほか）

14. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱の基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置くとともに、意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努め、利用者さんの権利を擁護し、日常的な信頼関係を築き、施設運営の質的向上を目指していく。

・受付担当者	生活支援員	鈴木千波 加藤将記
・解決責任者	管理者	高橋和己
・第三者委員	元浜松養護学校事務長	寺田勝夫
	磐田市手をつなぐ育成会	寺田い久子

15. 人権擁護・虐待防止委員会

平成 26 年度に利用者さんの人権を擁護し、虐待を未然に防止するために、管理者を責任者とし、虐待防止の組織（人権擁護・虐待防止委員会）を設置した。当委員会は、利用者の安心、安全と人権擁護の観点から、適正な支援が提供され、利用者の自己実現と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的にまたは適宜、委員会を開催し、虐待の防止に努める。具体的には、研修会、会議の中で職員の意識の向上を図るとともに、苦情解決担当者や安全委員会と連携しながら、組織として質の高い支援を提供できるよう努めていく。また、年に 2 回(10 月、3 月を目安に) 全職員を対象として、虐待防止チェックリストを利用し、支援の振り返りとともに人権擁護・虐待防止に対する意識を高めていく。

16. 防災対策

平成 23 年度から月に 1 回防火管理者を中心定期的に開催している防災担当者会議を今後も継続して行く。大規模災害、風水害等による発災を想定し、利用者さんの避難訓練のあり方、防災設備、備蓄食等の防災対策を地域と関係を持ちながら総合的に検討していく。定期的に避難訓練を実施し、利用者さんと職員の意識を高めていく。

17. 関係機関との連携

利用者さんやその家族のニーズには、事業所で解決していくものと地域の課題として考えていったほうが良いと判断できる内容がある。場合によっては、本人と家族の状況を関係機関等に情報提供する必要も出てくる。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、それを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することにもなる。

また、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会もあり、また施設の役割を実感する機会もある。こうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていく。

○参加している団体・研修等

- ・ 日本知的障害者福祉協会・東海地区会・県知的障害者福祉協会や県通所施設連絡会への加入及びこれに関係する団体との協力
- ・ 中遠地域自立支援協議会及び中東遠圏域自立支援協議会、福田チーム検討会。地域包括ケア会議への参加
- ・ 一般相談支援事業所、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 特別支援学校等の教育機関、手をつなぐ育成会や肢体不自由児者父母の会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化、地域医療機関との連携。
- ・ 重症心身障がいのある人の在宅支援に関する会議

静岡県主催：「重症心身障害児(者)在宅支援推進連絡調整会議及び作業部会」

「重心看護従事者・介護従事者養成研修」「重心ケアマネジメント養成研修」

重症心身障害児(者)支援ネットワーク会議

県西部子どもの在宅支援ネットワーク協議会

18. 会議の実施

現在行われている主な会議としては、

- 研修担当者会議
 - 人権擁護・虐待防止委員会
 - 環境、安全、生活・保健の各委員会（施設別及び合同）
 - グループ会議（ケース検討含む）、職員会議を毎月実施
 - 管理者等会議（毎月）及び管理者及びリーダーによる 合同リーダー会議（随時開催）
- 法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくとともに、それぞれが抱えている悩みや課題などを共有する。

19. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、施設は法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

20. 研 修

職員は、日頃から人間性の涵養に努め、援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や援助等の共通理解が図られるように、研修担当者による内部研修や法人合同研修会を実施する。それぞれの方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。

また、支援に関する知識、技術向上と職員同士のお互いの理解を深めることを目的に、法人内人事交流を研修の一環として行う。（希望があれば随時調整を行う。）

平成29年度あにまあと事業計画

1. 目的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 概要

- (1) 設置・運営主体　社会福祉法人福浜会
(2) 種別・名称　多機能型　あにまあと　(生活介護　はまぼうに併設)
(3) 開設年月日　平成24年4月1日
(4) 定員　5名
(5) 多機能型（主たる対象者　重症心身障害児・者）
　　生活介護事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業
(6) 職員構成

職種	管理者	管理責任者	児童発達支援サービス・	看護師	保育士	指導員又は	嘱託医	協力医
定数	1		1	3	5	1	1	

あにまあと（障害児通所支援）

1. 基本方針

障がいの有無に関わらず、全ての子どもに平等な発達の機会を与えられる社会をつくること。
子どもに障がいがあっても、その家族が休養を取る、精神的ケアを受ける、就労するなどの自由が約束された社会をつくること。
福祉、医療、リハビリの観点から、子ども一人ひとりに適した活動を提供すること。
地域全体で子どもを支援出来るよう、開かれた事業所で有り続けること。

2. 活動方針

子どもの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

(1)早期発見・早期支援

- ・ 気付きの段階で相談、支援に結びつけ、子どもの将来に向けた発達支援ができるよう各関係機関と連携を取り相談支援を行います
- ・ 保護者の方の意向を踏まえた支援計画を立て一人ひとりにあった発達支援を行います。

(2)ライフ・ステージに対応した支援

- ・ 乳幼児期、少年期と途切ることのないよう一貫した発達支援が提供できるようにしていきます。
- ・ 就学時、卒業時等、移行期のサポートを行います。
- ・ 小中高と年齢に合わせた支援を行います。

(3) 身近で療育や支援のできる体制

- 障がいの種別に関わらず支援が出来るよう専門性を高めていきます。

(4) 保健・医療・教育・福祉の連携

- 子どもたちを中心に捉え、関係する機関と連携した支援を行います。
- 研修会等を通じて、障害児支援に対しての理解を促し、関係者の輪を広げていきます。

(5) 家族支援

- 育ちの環境を守るため、家族支援を行います。

3. 体制

利用者 放課後等デイサービス 現在契約者 19名

児童発達支援 現在契約者 1名

あにまあと（放課後等デイサービス）

	口腔吸引	鼻腔吸引	気管切開	吸引 (気切部)	経鼻 経管栄養	経管栄養 (胃瘻)	酸素管理	腹膜透析
A								1
B	1	1				1		
C	1	1				1		
D			1	1		1		
E	1	1	1	1	1			
F						1	1	
G	1	1				1		
H			1	1			1	
合計	4	4	3	3	1	5	2	1

4. 活動について

福祉、医療、リハビリの観点から、子ども一人ひとりに適した活動を提供し、地域全体で子どもを支援出来るよう、開かれた事業所で有り続けることを心がけていきます。

(1) コミュニケーション支援

子どもの喜怒哀楽を基準とした言語・非言語の表現を支援者が読み取ること。

音楽遊び、感覚遊び、読本など

(2) 社会化

子どもが専門家や家族以外の他者と向き合っても、本人の望む本来の主張が出来るようになるための支援、及び生活環境をつくること。

統合保育、外出など

(3) 身体機能向上

子どもが、身体を使って自己表現を達成できる最大限の可能性を見出し、必要な支援を「楽しさ」を以って実施すること。

体操など

【活動の詳細について】

○コミュニケーション支援

・音楽遊び

幼児向けに限らず、リズミカルな楽曲を使って手足、体幹、また表情を使って気持ちを表現してみる。

・感覚遊び

様々な感触の用具を使い、感覚を刺激する活動。タッピングを融合させ、他者との信頼関係も同時に構築していきます。感受性を豊かにし、意思伝達の方法獲得を目指します。子どもの身体的能力に合わせ、積み木などの玩具を使った微細運動と、大きいクッションなどの遊具を使った粗大運動を個別に行います。又、活動前には静かな音楽を聴き、リラックスした姿勢を作り心理的安定を図ります。

・読本

子どもの機能に合わせ、主にストーリーのあるものではなく、挿絵と声を使って日常生活動作を感覚的に理解する活動です。やがて、挿絵が無くても声だけで次の動作が予測出来るように支援する方法です。

○社会化

・統合保育

たくさんのお友達と相互に影響し合う関係を作ります。又、実績を作ると共に近隣の保育施設とも共同で活動が行えるよう呼び掛けを続けて参ります。子どもがより多くの人に理解され、生活のしづらさを感じることのない将来に向けた大切な活動であると考えています。

・外出

自然や四季の変化を太陽の下で感じられるよう、積極的に取り入れていこうと考えています。又、スーパーマーケットや地域のイベントなどにも出向き外での日常を感覚的に身に付けられる支援となります。※外出には常時、看護師も同行します。

○身体機能向上

・体操

マッサージ、ストレッチなどをおこない、子どもが楽しい、気持ちいいと感じられる運動を通して、身体機能の向上、感覚の発達を支援していきます。

ふれあい体操においては、スポーツプログラマー、理学療法士に参加していただき、専門的な視点から意見を聞き、状態の確認・今後の体操の方針を検討していきます。

あにまあとの日課

課後等テイサービス（平日）（一例）

13 : 20

スタッフが送迎車で学校にお迎え
(学年により、下校時間が違います。)

14 : 00

あにまあと到着
水分補給、散歩など
休憩
ご家族のお迎えで帰宅

15 : 00

17 : 00

児童発達支援事業

9 : 00 頃

家族と一緒に通所
からだあそび、ごっこあそび

12 : 00

お昼

15 : 30

休憩ご家族のお迎えで帰宅

課後等テイサービス（学校休業日（夏休みなど））（一例）

9 : 00 頃

ご家族と一緒に通所

9 : 30

水分補給など

10 : 00

朝の会
午前の活動（体操、散歩など）

12 : 00

お昼

13 : 30

休憩

14 : 00

午後の活動

17 : 00

ご家族のお迎えで帰宅

あにまあと（生活介護）

(1)体制

利用者 現在契約者 5名

あにまあと（生活介護）

	口腔吸引	気管切開	ネブライザー 吸入	経鼻 経管栄養	経管栄養 (胃瘻)	呼吸器管理
A	1					
B		1	1	1		
C	1				1	1
合計	2	1	1	1	1	1

(2)活動内容

①作業

紙工芸・粘土細工（小麦粉粘土）・クッキー作りを中心にそれが興味を持ち、取り組めるものを行っていきます。又、他グループの利用者さんにも参加を呼びかけ一緒に作業を行い、他グループの活動にも参加し交流を図ると共に活動の場を広げる機会を持つよう支援します。障がいが重くても、一人の社会人として働く喜びは大きい。一人ひとりに合わせ無理なく活動が出来るように働きかけ、感覚・色彩等感じる事の出来る作業を探りながら造形的な活動と組み合わせ考えていきます。

活動は、はまぼう（カラーズ）と合同で行います。

②販売

出来上がった自主製品は、保護者会・地域交流会・地域のバザー等での販売を行う。

③ふれあい体操

毎週月曜日、スポーツプログラマーによる柔軟体操や、皮膚刺激・関節可動域を広げる運動をゲーム感覚で実施。個々の障がいの内容に合った運動を検討し、無理の無いように進めていきます。

月に1度（毎月第3月曜日）、理学療法士に参加していただき、状態の確認・今後の体操の方針を検討する。

④散歩・外気浴

室内で過ごすことの多い利用者さんは、外部環境（車や鳥・風、そしてその音や声など）により様々な刺激を受けます。その日の天候や利用者さんの体調等に留意しながら、介助者の可能な限り実施していきます。

⑤足浴・手浴

冬季、特に下肢冷感が強いため、足浴を実施することで血液の流れを良くし全身の緊張を和らげます。個別に足浴のほか手浴も行っていく。利用者さんの楽しみのひとつとして、入浴剤の種類の選択も取り入れています。

⑥リフレクソロジー

毎週木曜日、1回に3人ずつ（一人約30分）の割合で、リラックスできる環境を保つよう考慮しながらリフレクソロジストによる足裏マッサージを行います。（施行前には足浴を実施し、足を温め血行をよくしておく。）車椅子利用者さんが多く、歩くことは殆ど無いため、足裏の刺激は良い効果となっています。

⑦レクリエーション

ペットボトルボウリング・ボール遊び・紙芝居・音楽鑑賞・ビデオ鑑賞・楽器遊び・ぬり絵・トランプ等を行う。遊びの中で仲間との関わりや喜びを体感できるようにします。又、ぬり絵等を通して、色彩遊びや出来上がりの達成感を味わえるようにしていきます。

⑧スヌーズレン

車椅子利用者さんは行動範囲が限られてしまうことが多く外部刺激は少ないため五感刺激を目的としたスヌーズレンを取り入れます。暗幕使用、イルミネーションの光とアロマ、音楽等の演出で、聞く・見る・嗅ぐ・触る、を感じながらリラックスできるようにしていきます。

⑨内職

受注作業（ブリヂストン）を作業種のひとつとして選択できる形をとっていく。

⑩外出

利用者さんの希望を聞いた上で、その日の天候や利用者さんの体調等に留意しながら行う。

外出先では、季節を感じ、気持ちよく過ごすことができる機会となるよう心掛けていきます。

⑪グループ活動

外出・食事会（外注）・納涼会・クリスマス会など、グループとして季節感を味わえる活動を実施し、メンバーの交流を図る。

⑫誕生日

誕生日外出として利用者さん本人が買い物に行くなど楽しめるようにする。外出が難しい利用者さんには、プレゼントを渡し皆でお祝いをする。

（3）その他

①ミーティング

＜朝のミーティング＞ 毎日、利用者さんが交代で当番となり進行。出欠席者やその日の活動の確認、食事介助者の確認等をして進めていきます。

＜帰りのミーティング＞ その日にあった出来事の感想や反省、翌日の予定を確認します。

②個別体験（個別外出）

他グループの利用者さんとの関わりも持てるよう働きかけ、個人の希望に沿って実施できるように計画していきます。体調等により外出が難しい利用者さんはご家族と相談しながら検討します。

③宿泊体験

日中一時支援事業等を利用しながら実施していきます。（希望者のみ）

④健康管理

通所時・昼食後に検温、必要に応じてバイタルチェックを実施し、体調の変化の把握に努めています。

看護師を中心に一人ひとりの日々の様子を観察し、ご家族との連絡を密にとりながら個々の対応に留意し職員間で共通認識をします。そして、利用者さんが無理なく過ごせるように配慮していきます。医療ケアに関してはそれぞれ主治医のケア指示書に従い看護師が実施します。

⑤食事

個々に合った食べやすい食事形態を探りながら、楽しく食事が出来るように配慮していきます。（きざみ食・一口大・小口切り・ミキサー食・トロミ等）

平成29年度そるとっぽと事業計画

1. 目的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 基本方針

ノーマライゼーション理念を柱に、活動の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考えが基本です。職員は、常に利用者さんに対する理解と愛情を持ち、支援等について工夫し、それぞれの職種において、適切な支援の実施、設備、財産の保全、予算、経理の適正な執行に当たるとともに、職員間及び利用者さん並びに家族の方との有機的な連携が図られるように努めます。

3. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの関心、持っている力・適性等を考慮し、自己実現をめざしたプログラムを立てます。
- (2) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるように援助します。
- (3) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努めます。
- (4) 家族との意思の疎通を図ることで、一人ひとりにとって質の高い生活に結びつくように努めます。
- (5) 地域の方々、ボランティアさん、関係行政等活動を通じ、その理解と協力を深め、社会参加しやすい環境づくりをめざします。

4. 活動について

どんなに重い障がいがあっても、地域の中で暮らし続けたいという思いや願いを受け止め、一人ひとりの活動や関係の広がり、そして地域を意識したプログラムを心がけていきます。

(1) 生活

社会生活を営んでいく上で身につけて置きたいことについて、日常の場面の中で自らの力で獲得できるように援助していきます。

- ・ 身の回りのこと・・・移動、身だしなみ、歯磨き、食事マナー、排泄等
- ・ 社会性・・・他の人の信頼関係、挨拶、言葉遣い、交通ルール等

(2)活動

働くということは、その創造的な活動または生産的な活動を通して自己表現する場です。働くことで物を作る喜びや充実感を得ると共に、協同活動によって利用者間の関係が作られていくものであると考え、だれもが参加できる内容を準備しています。そのために、利用者さん一人ひとりが主体的に取り組めるように、作業活動、創作活動、レクリエーション等を組み合わせ、個々の思いや意見が反映されたプログラム作りや、よりきめ細かな配慮や関わりができる環境等に留意した活動を心掛けています。

また、日常的に地域の方々との関わりの中で活動することが、「地域で安心して暮らしていくための環境づくりにつながる」という視点から、地域の人がもっと関わりやすい環境にしていく、「活動の場所を徐々に、地域の中に、できれば一緒に活動をしていく」ことを目標として、活動を工夫していきます。

現在、事業所によって違いはありますが、所属しているグループ内にあるいくつかの活動を自分で選んだり、自分のやってみたいことがあるときは、他のグループの活動であっても選ぶことができる方法を取り入れたりと工夫をしています。大切なことは、利用者さんが興味を持って、主体的に取り組める活動があることです。利用者さんと共に、活動の計や内容を考え、話し合い、プログラムを作成していくようにしています。

5. 概要

- (1) 設備・運営主体 社会福祉法人 福浜会
(2) 種別・名称 生活介護事業 そるとぽっと
(3) 開設年月日 平成19年4月1日
(4) 定員 20名
(5) 地域生活支援事業（日中一時支援事業・移動支援事業）若干名
(6) ライフサポート事業 若干名
(7) 福祉有償運送
(8) 地域療育支援センター事業
(9) 規模
敷地面積 646m²
建築面積 301.69m²
建物の構造 鉄骨2階建、一部木造平屋建
(10) 職員構成

職種	管理者	サービス責任者	生活支援員	看護師	嘱託医
定数	1	1(兼)	8	1	1

6. 活動の内容

利用者さん自身が主体的に取り組めるように利用者さんと共に活動の内容を考え、自己選択・自己決定を基本に関わっていく。また、利用者さん一人ひとりが安心してそるとぼっとに通い、気持ちよく活動できるように、それぞれの特性や身体状況に配慮した支援を行なう。3つのグループに編成されているが、各グループが統一した活動に囚われず、作業や創作活動やレクリエーション等を柔軟に組み合わせ、グループの壁を超えた活動も考えていく。施設行事は各々が楽しめる参加形態で実施していく。

地域の中へ出かけて活動したり、ボランティアさんや体験実習等も積極的に受け入れて、利用者さんと地域の方とが関わる場を広げていく。

(1)せさみグループ(1階)

利用者さんに対する理解を深め、各々が楽しめる活動や雰囲気作りをしていく。

屋外活動として、四季に応じた行事・外出・散歩などの体験活動を取り入れ、楽しめるレクリエーションを行なっていく。体育館活動は、引き続き週に1回取り入れ体力作りに努める。

作業では、シートカバーセットを中心とするが、新たにクッキー作りを取り入れ作業内容の充実を図る。

グループ活動では、ご家族も一緒に参加していただく内容を計画するなど、社会体験を交えた活動を取り入れていく。

(2)ぱせりグループ(2階)

拘りが強い人や変化に戸惑ってしまう人が多いため、分かりやすく見通しの立つ日課と、安心し落ち着いて過ごせる環境を整える。少しずつ変化を受け入れたり、折り合いを付けたりできるような働きかけもしていきたい。それぞれの思いを尊重しながら互いに良い関わりが出来るような雰囲気を大切にし、一人ひとりの訴えに耳を傾け、気持ちに寄り添うことで居心地のいい場所をつくる。

作業は各人の特性に合った量や内容を設定し、やり易い工夫をするとともに、作業環境にも配慮する。施設内作業として主に割り箸とブリヂストン、缶潰し、外へ出かける作業としてポスティングを行う。ベッドメイキングにも継続して参加できるよう励ましていきたい。

気分転換や運動不足の解消を図るために、外出して体を動かす時間を設ける。

グループ活動としてご家族参加の行事などを計画していく。

(3)みんとグループ(作業棟)

利用者さんそれぞれの思いを尊重しながら、グループ内の雰囲気を大切にしていく。利用者さんが主体となって活動の幅が広がって行くように、無理せずに新しい事にも取り組んで行く。

作業は他のグループと連携して、ブリヂストン、シートカバーセット、缶潰し、ポスティング、自主製品作成他を行っていく。

グループ活動はご家族にも誘い掛け、皆が楽しめる内容を計画して行く。

<作業活動計画>

①L D キャップ(ブリヂストン)

小さな部品にコーティングされた樹脂を指先を使って剥がしてきれいにする。得意な利用者さんを中心に行う。

②割り箸袋入れ（藤本商会）

箸、箸袋、爪楊枝、手拭をビニール袋にセットする。衛生面での配慮や巧緻性が必要だが、工程を分担しながら取り組んでいる。作業の量も比較的安定して提供できている。

③ビニールシートカバー（大洋工業）

ビニールのシートを切り離して折り畳み、ハンドルキップ等と一緒にチャック付のビニール袋に詰めていく。各工程を分担して多くの利用者さんが取り組めるようになった

④空き缶つぶし（野末商店）

外で身体を動かす作業として昨年度より開始。缶を①機械に入れる、②つぶす、③ネットに入れる工程を分担して行い、溜まったところで業者まで運搬している。

⑤ポスティング（アドポスティング）

チラシ広告を指定地域のポストに投函する。定期的に地域に出て行くことで近隣の方と触れ合ったり、利用者さんの気分転換にもつながる。配布区域を安全な地域に縮小した。

⑥ベッドメイク（さくらの苑）※外部作業

週に半日、1人の利用者さんが他施設の利用者さんと共に介護保険施設に出かけ、ベッドシーツの取替を行っている。

⑦キャンドル作り（自主製品）

碎いたロウを溶かし、着色して型に流し込み、パーツを付けて形成する。安全な工程で関わって頂き、新しいデザインも考えていきたい。

⑧ポストカード作り（自主製品）

パソコンで絵を描いたり、紙に描いた絵をスキャンして利用者のオリジナルポストカードを作成する。

⑨ハンガーモップ作り（自主製品）

針金ハンガーに短く切った毛糸を結び付け、形を整えてハンディーモップを作る。毛糸の配色や表情によりカラフルで可愛いモップが出来る。

⑩エコビーズアクセサリー（自主製品）

使用済みのペットボトルを再生利用し、マジックで彩色したり絵を描いてオーブンで焼き、出来たビーズでストラップやブレスレットなどを作成する。

⑪お茶注文販売

緑茶や水出し煎茶等を、新茶やお歳暮の時期に合わせ注文販売を行う。利用者の家族、職員中心に販売を広げていく。

⑫自主製品販売

出来上がった自主製品を法人内施設と協力して、i プラザをはじめ地域のバザー等でも販売に参加し、地域との関わりも深めていく。

<その他の活動計画>

①宿泊体験

参加希望を伺いそるとぱっと宿泊する。外食したり入浴施設等を体験する。地域生活支援事業を利用して年に1回実施する。

②個別体験

利用者さんから体験したい希望を伺い、少人数での外出や体験を年1回実施する。利用者さんによって楽しめる内容が異なるため、施設全体での旅行等は実施していない。

③料理作り

自分で作って食べることの楽しさを味わう。メニューは利用者の希望や参加しやすい内

容を中心に実施する。グループ活動やレクリエーションとして計画していく。

④スポーツ・文化活動

水泳、ボーリング、カラオケ等の中から選択して、年1回を基本として実施。

⑤余暇活動(施設行事)

利用者さん個々で又はグループ活動として、創作活動、料理作り、外出散策、音楽鑑賞、園芸活動等を実施する。施設全体の行事として、流しそうめん、ファミリーウォーキング、クリスマス会、新年を祝う会、豆まき会等を実施していくが、苦手な利用者さんもいるため、個々に合せた参加が出来るように企画する。

7. 委員会活動

利用者の健康管理、快適な環境、安心安全な活動について委員会を設け協議する。

(1)保健委員会

利用者の保健、衛生面に留意し、家庭と連絡を取りながら、その維持向上を図っていく。健康診断、嘱託医との連携、健康記録の整備、服薬状況の把握、定期的な体重測定等を行なう。昨年度から実施している歯科検診を今年度も行なう予定。

また、必要に応じて保健に関するお知らせ等を発行して施設内及び個人への衛生面の配慮や呼びかけを行なう。特に感染症への対応に配慮する。

(2)環境委員会

そるとぼつと内外の環境整備について協議し、利用者さんにとって快適で過ごしやすい環境作りを進めていく。職員全員で環境美化への共通認識を持ち、取り組めるように誘い掛ける。

ゴミの分別、週1回の除菌消毒、駐車場の整備、堤防の草刈りの実施。年2回の大掃除については家族会と協力して行っていく。また、備品や設備の欠損、老朽化している箇所の確認及び修繕をしていく。

日常的には、利用者さんと共に施設内の掃除、草取り、花の水やり、ゴミの運搬などを活動の中で行っていく。

(3)安全委員会

より良い日中活動が送れるように、利用者の状況に合わせた環境整備を意識して取り組む。常に安全配慮を欠かさず、状況に応じた予測と余裕を持った取り組みをする。「事故報告書」「ヒヤリハット」を活用することで事故防止に努めて行く。

また、車両の扱いについても安全運転と事故防止に努める。

有事に関しては、防災担当者と連携し、毎月の避難訓練に実施と災害時の対応について共有することで、円滑な協力体制としていく。

8. 地域社会との関係

そるとぼつとは、地域社会にとって貴重な社会資源であると共に、地域社会の一員であり、積極的に地域との交流を図っていく。

(1) 広報活動

- ・ふくはまの風（法人広報誌）の発行配布等
- ・バザー等による自主製品の販売
- ・施設（法人）行事への地域の方々の参加（施設のオープン化）

(2)販売活動を通した来客者との交流

(3)地域行事への協力

- (4)ボランティア活動及び実習生等の受け入れ
- (5)作業、散歩、外出等、日常的な施設外活動の実施
- (6)地元自治会と防災対策等で連携を図る

9. 家庭との関係

事業所における日中活動は、家族の協力があつてはじめて支援の効果が期待される。日頃から家庭との信頼関係を築き、活動への理解と協力を求め、家族からの悩みや相談があれば真摯に向き合い共に考えていく関係作りを心掛けていく。職員として利用者さんや家族の方の思いや願いにふれることができることが大切である。

(1)家庭との連絡

個人の連絡ノートにより日々の情報を伝え、必要に応じて電話連絡や家庭を訪問する。

(2)利用者の個別支援計画についての確認

年に2回、また必要に応じて個別面談を実施する。

(3)活動及び行事等への参加・協力の呼びかけ

流しそうめん・ファミリーウォーキング・各グループ活動等

(4)はまべ会との共催行事「地域交流会」の実施

(5)活動参観・懇談会の実施

10. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置き、幅広く意見を聞くために、事業所内に意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努める。利用者の権利を擁護し、信頼関係を築くことを基本に、施設運営の質の向上を目指していく。また、苦情として受け付けない内容でも大切だと判断したものは、「こんな一言聞きました報告書」で受け止め、職員に周知して行く。

11. 人権擁護・虐待防止対策

利用者さんの人権を擁護し、虐待を未然に防止するために、管理者を責任者とし、担当委員による「権擁護・虐待防止委員会」を設置している。苦情解決体制の取組みと併せて、研修会、会議の中で定期的に職員の意識の向上を図り、組織として安心、安全な質の高い支援を提供できるように努めていく。

12. 関係機関との連携

利用者さんやその家族のニーズには、事業所で解決していくものと地域の課題として考えていったほうが良いと判断できる内容がある。場合によっては、本人と家族の状況を関係機関等に情報提供する必要も出てくる。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、それを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することになる。

逆に、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会でもあり、また施設の役割を実感する機会でもある。こうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていく。

- ・ 日本知的障害者福祉協会・東海地区会・県知的障害者福祉協会、県通所施設連絡会への加入及びこれに関係する団体との協力

- ・ 中遠地域自立支援協議会及び中東遠圏域自立支援協議会、福田チーム検討会への参加
- ・ 一般相談支援事業所、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 特別支援学校等の教育機関、手をつなぐ育成会や肢体不自由児者父母の会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化、地域医療機関との連携。

18. 会議の実施

現在行われている主な会議としては、

- 研修担当者会議
- 人権擁護・虐待防止委員会
- 防災担当者会議
- 環境、安全、生活・保健の各委員会（施設別及び合同）
- グループ会議（ケース検討含む）、職員会議を毎月実施
- サービス管理責任者（施設）を交えた管理者等会議（毎月）
- 合同リーダー会議（管理者及びリーダー） 隨時開催。

法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくとともに、それが抱えている悩みや課題などを共有する。

14. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、施設は法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

15. 研　　修

職員は、日頃から人間性の涵養に努め、援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や援助等の共通理解が図られるように、研修担当者による内部研修や法人合同研修会を実施する。それでの方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。

また、支援に関する知識、技術向上と職員同士のお互いの理解を深めることを目的に、法人内人事交流を研修の一環として行う。（希望があれば隨時調整を行う。）

16. 防災対策

東日本大震災以降、法人内で定期的に開催している防災担当者会議を今後も継続して行く。東海・東南海大地震及び津波の襲来を想定し、利用者さんの避難訓練のあり方、防災設備、備蓄食等の防災対策を地域と関係を持ちながら総合的に検討していく。定期的に避難訓練を実施し、利用者さんと職員の意識を高める。また、磐田市との福祉避難所協定も進めている中で、防災に係る動向や情報収取のため、積極的に防災関連の研修会等にも参加して行く。

1　日　の　流　れ

時　間	月・火・木・金曜日	水・土曜日
8：30	職員ミーティング 通所（送迎車）	
10：00	活動（朝の会～作業、レクリエーション他）	
12：00	昼食・休憩	
13：15	活動（作業、レクリエーション他、 ～帰りの会）	帰りの会 13：30 退所（送迎車）
15：30	退所（送迎車）	※営業時間は14：30まで

※ 水曜日午後は、各会議等を実施する。土曜日は年間カレンダーにより開所日を指定。

設　備　点　検　・　保　健　衛　生　等

4月	定期健康診断※ (レントゲン、検尿、検便、血圧、内科検診)	10月	定期健康診断※(血液検査、検尿、検便) 浄化槽定期点検
5月		11月	浄化槽法定検査
6月	浄化槽定期点検	12月	
7月	消防用設備資格者点検	1月	消防用設備資格者点検
8月		2月	浄化槽定期点検
9月	総合防災訓練、設備自主検査	3月	設備自主検査、昇降機資格者点検
毎月	体重測定、避難訓練、消防用設備自主点検		

※ 健康診断は、はまぼう・松ぼっくりと合同で実施する。

※ 歯科衛生士会によるブラッシング指導（期日未定）

平成 29 年度松ぼっくり事業計画

1. 目的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 基本方針

ノーマライゼーション理念を柱に、活動の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考えが基本です。職員は、常に利用者さんに対する理解と愛情を持ち、支援等について工夫し、それぞれの職種において、適切な支援の実施、設備、財産の保全、予算、経理の適正な執行に当たるとともに、職員間及び利用者さん並びに家族の方との有機的な連携が図られるように努めます。

3. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの関心、持っている力・適性等を考慮し、自己実現をめざしたプログラムを立てます。
- (2) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるように援助します。
- (3) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努めます。
- (4) 家族との意思の疎通を図ることで、一人ひとりにとって質の高い生活に結びつくように努めます。
- (5) 地域の方々、ボランティアさん、関係行政等活動を通じ、その理解と協力を深め、社会参加しやすい環境づくりをめざします。

4. 活動について

どんなに重い障がいがあっても、地域の中で暮らし続けたいという思いや願いを受け止め、一人ひとりの活動や関係の広がり、そして地域を意識したプログラムを心がけていきます。

(1) 生活

社会生活を営んでいく上で身につけて置きたいことについて、日常の場面の中で自らの力で獲得できるように援助していきます。

- ・ 身の回りのこと・・・移動、身だしなみ、歯磨き、食事マナー、排泄等
- ・ 社会性・・・他の人との信頼関係、挨拶、言葉遣い、交通ルール等

(2)活動

働くということは、その創造的な活動または生産的な活動を通して自己表現する場です。働くことで物を作る喜びや充実感を得ると共に、協同活動によって利用者間の関係が作られていくものであると考え、だれもが参加できる内容を準備しています。そのために、利用者さん一人ひとりが主体的に取り組めるように、作業活動、創作活動、レクリエーション等を組み合わせ、個々の思いや意見が反映されたプログラム作りや、よりきめ細かな配慮や関わりができる環境等に留意した活動を心掛けています。

また、日常的に地域の方々との関わりの中で活動することが、「地域で安心して暮らしていくための環境づくりにつながる」という視点から、地域の人がもっと関わりやすい環境にしていく、「活動の場所を徐々に、地域の中に、できれば一緒に活動をしていく」ことを目標として、活動を工夫していきます。

現在、事業所によって違いはありますが、所属しているグループ内にあるいくつかの活動を自分で選んだり、自分のやってみたいことがあるときは、他のグループの活動であっても選ぶことができる方法を取り入れたりと工夫をしています。大切なことは、利用者さんが興味を持って、主体的に取り組める活動があることです。利用者さんと共に、活動の計や内容を考え、話し合い、プログラムを作成していくようにしています。

5. 施設の概要

- (1) 設置・運営主体　社会福祉法人福浜会
(2) 種別・名称　生活介護事業　松ぼっくり
(3) 開設年月日　平成14年1月1日
(4) 定員　40名
(5) 地域生活支援事業　(日中一時支援事業・移動支援事業) 若干名
(6) ライフサポート事業　若干名
(7) 福祉有償運送
(8) 地域療育支援センター事業
(9) 規模
主たる事業所　敷地面積　2072.38m²
建物面積　708.03m²
建物の構造　鉄筋コンクリート造 平家建
従たる事業所　建物面積　218.79m²
建物の構造　鉄骨造 2階建
(10) 職員構成

職種	管理責任者 サービス サ ー ビ ス 兼 管 理 者	看護師 む （ ス タ ッ フ 含 ム ）	嘱託医
定数	1	19	1

6. 活動の内容

誰しも自分が大切にされたり人に認められて、安心して自分を表現し、生きていくことができると思います。松ぼっくりには様々な方が通ってきていますが、その中で利用者さんの思いや気持ちを受け止め、一人一人の生きづらさや不安に向き合い、気持ちを支えながら本人の自ら取り組む力を信じて、活動に取り組んでいきたいと思います。そのためには、支援者の姿勢、安心感や相互に好ましい気持ちが行き交う関係づくりが大切であると考えています。

今年は、「スマイルグループ」が新しい活動場所を得てスタートする年になります。4つのグループがそれぞれ特色を出しながら、より利用者さんが主体的に活動し、生き生きと過ごしていくような環境づくりを目指したいと思います。その際には、その活動が地域の中であたりまえに経験することを基本に、年齢的なことも配慮しながら利用者さん一人一人の顔が見える活動を心掛けていきたいと考えています。

～ グループごとの内容 ～

W i s h

『本人の気持ち・思いに寄り添い認め合える関係を築いていく』

一人一人が安心できる環境（関係・場所等）を整え、利用者さんの思いや意見を取りいれて活動していくことで、日々の生活に楽しみや喜びを持ちながら過ごせるようにしていく。

(1) 作業活動

作業面では、仕事を分かりやすくし、その時々の気持ちや体調面に配慮し、作業種・作業量・作業時間を決めていくことで達成感を感じ、心地よく参加できるようにする。一人一人が認め合うことで自信を持ち、幅を広げられるような機会を大切にしていきたい。外部（しいたけ作業、フスマ商会）に参加することで地域とのつながり、地域で過ごす時のルール、作業を任せられる責任、安心した行動などが備わるような環境を整えていく。

①リングはめ

治具を利用し、自動車等の部品（パイプ）にリングをはめる。（株）コーベン工業

②アルミ缶リサイクル

週2、3回程度、地域の人などの協力を得ながらアルミ缶を回収する。回収したアルミ缶は潰し、週1回程度三光（株）へ運搬しコンテナへ投入、換金する。

③しいたけ作業

毎年4月～7月、11月～3月の期間で、週1回程度森町のしいたけ農家（そのみ園）にて、一日作業を行う。内容は「ホダ木からしいたけを探る」「古くなったホダ木を肥料にするための運搬をする」「採ったしいたけを機械でパックして、販売用のシールを貼り、箱につめていく」という作業を時期に添って行う。しいたけ作業では、一日作業（昼食をはさむ）をする中で、地域で作業する体験をしていきたい。継続していく中で、地域の人たちとの交流も増え、あたたかな関係にも恵まれてきているので、気持ちのいい時間にして楽しく社会参加出来るものにしていきたい。

④（有）静岡フスマ商会

ふすまの梱包用ダンボール組立作業を、他のグループの人と共に参加していく。（対象の方）

⑤自主製品（W i s h オリジナルノート等）

和紙に絵の具をスポンジスタンプで柄をつけ、利用者さんの絵をステンシルして、連絡ノート作りの作業を行う。完成した製品は、地域やバザー等に販売する。また、試作品作りにも挑戦し、新たな製品化も目指していきたい。

(2) その他の活動

利用者さんの意見を聞きながら、季節ごとのグループ外出・個別外出・余暇活動などを実施していく。午後の日課では、季節や景色、地域とのふれあいを感じながら、ウォーキングなどを通して気持ちよく身体を動かしたり、図書館や公共施設などを利用してリフレッシュ月曜日は身体を動かす（ウォーキング・サッカー・グランドゴルフ等）。火曜日はレクリエーションする時間を設けていきたい。

スマイル

利用者さん一人一人に合わせて一日の活動の見通しが立ちやすいカリキュラムを組むようにしていく。また、一人一人の思いに寄り添った活動や環境づくりをしていきたい。

①作業

- ・ヨーケン工業・・・ リングはめ
- ・ブリヂストン・・ LD下パック清掃作業、LD塗装下キャップ清掃作業
- ・大洋工業（株）・・ 保護カバーの袋詰め
- ・缶回収（3ヶ所）

利用者さんに合わせて組み合わせていく。また集中して作業を行える環境を整えていく中で利用者のエンパワーメントを高めていく。作業量に関しては、その日の利用者さんの体調や状態を考慮しながら、無理なく継続して取り組んでいけるように配慮していく。

②余暇活動

- ・ 午後の活動時間を利用して「外出」「散歩」を実施する。運動不足解消のためにも「散歩」を積極的に実施していく。季節を感じながら、楽しく体を動かすことができる機会とし、地域の公共施設・資源も積極的に活用していきたい。
- ・ 室内レクレーション（パソコン、ゲーム、映画鑑賞など）も取り入れ、リラックスできる時間をつくるていく。
- ・ 朝の時間帯、散歩などを取り入れたり、活動の中で建物横の広場を利用した活動をしたりなども検討していきたい。

③個別外出

個人の希望に沿って実施していく。また、新しい体験ができるような外出や他のグループの利用者さんと交流できるような外出も提案していく。

④グループ外出

年に数回、季節を感じられるような場所へ外出したり、レクリエーション要素を取り入れ楽しく過ごせるように立案・実施していく。

⑤宿泊体験

将来の生活を見据えた経験ができるように計画していく（年1回）。食事や入浴などは、社会性を身につける機会となるだけでなく、利用者さんにとって有意義な体験となるようにしていく。

ビジョン

利用者さん一人ひとりに適した仕事ができるよう、複数の作業種を用意し、落ち着いて取り組めるような環境づくりにも配慮していく。自信、やりがい、責任感、充実感を感じられるように、やらされているのではなく、やろうと思って取り組めるような雰囲気作りを大切にしたい。グループの中で様々な役割を担う経験や作業を通じた社会参加の機会を増やしていきたい。

(1)作業活動

①受注作業

同じ工程の繰り返しの仕事が取り組みやすい利用者さんのために、部品の袋詰め等の請負作業を行う。

- ・堀住加工（シール貼り、袋入れ、箱入れ、ホチキス止め）
- ・㈱コーケン工業（リングはめ）

②施設外作業

社会参加と就労支援へつなげていく活動に主眼を置き、地域の事業所や老人施設へ出向き仕事をする。

- ・(有) 静岡フスマ商会
- ・㈱コーケン工業
- ・於保老健センター、さくらの苑でのベッドメイキング

③その他の作業

地域へ貢献できる仕事としてふるさと公園の清掃を週一回実施する。

家庭や事業所、商店の缶回収を行い、リサイクル活動に貢献する。

④新しい自主製品の開発

⑤ストレッチや軽体操

座ったまま仕事をする事が多い受注作業の合間に、身体を動かす機会を取り入れ、リフレッシュした気持ちで作業に取り組めるようにしていく。

(2)余暇活動

日々の生活に楽しみや潤いをもたせ、体験を通して生活の幅を広げる。また、個々の体験にとどまらず一緒に活動することで互いを思いやり、時には気持ちの折り合いを付けることができるような人間関係を育むことを目指す。加えて、健康増進のために身体を動かす機会も増やしていく。計画の立案や活動内容については利用者が自己選択、自己決定を経験していく機会となるように工夫していく。小さなことでも、利用者の思いを形にする機会を大切にすることと、主体的に活動に参加してもらえるようにしたい。また、季節を感じられるような視点も取り入れながら内容を工夫したい。

①散歩・外出

午後の活動として、公園で体を動かしたり、散歩を取り入れることで、健康面にも配慮していく。また、図書館等を活用することで地域とのつながりを深めていく。

②個別外出

利用者さん本人の希望する外出で、計画から実施まで主体的に関わり、様々な体験をすることを目的とする。

③グループ外出

同じグループの利用者さんと職員で、行楽地へ行ったり、食事に出掛けたりすることで、仲間づくりやリフレッシュする機会とする。

④個別体験

ひとりひとりのニーズに基づいて生活に密着した体験活動を考えていく。同時に、グループとしての活動を活かして他者の思いを通してひとりひとりの経験の幅を広げる機会とする。

（簡単なおやつ作り、料理作り、インターネット、買い物など。）

⑤宿泊体験

公共の入浴施設を利用したり、家族以外の人たちと過ごしたりすることで、人間関係の幅を広げ、仲間どうしの時間を共有する。

樹

『一人一人が自信を持ち、お互いを認め合える関係づくり』を目標としていく。いろいろな事を経験する中で、自分自身に自信が持て、自分を認めることが出来るようにしていきたい。その中で、お互いの思いなどを伝え話し合える関係作りをし、安心して過ごせる環境を整えていく。

作業面では、本人が作業種・量を決め、成し遂げた時などの充実感を味わえるようにし、自信にも繋がるようにしていく。また、ボランティアの方と共に作業をし、地域の方との触れ合いも大切にしていきたい。

活動面では、午後の活動など、朝の会の時に皆で意見を出し合い活動内容を決めていく。行事などは話し合い、それに向けて準備などを自分たちで行なっていく。本人が主体的に楽しく活動に参加する取り組みをしていきたい。

(1)作業活動

①受注作業

リングはめの請負作業（株コーチン工業）を中心に行っていく。

- ・株コーチン工業（リングはめ）
- ・堀住加工（シール貼り・袋入れ・ホチキス止め）

②公園清掃

地域での仕事の1つとして、磐田市から委託を受け「ふるさと公園」の清掃を週1回実施していく。

③施設外作業

本人の希望により参加していく。～(有)静岡フスマ商会・しいたけ作業～

④自主製品

ノート作り（曼荼羅・創作）・リース作り・縫製品（シュシュ、コースター等）に取り組み、様々な個性が生きるものにして、バザーなどに出店していく。

(2)その他の活動

・朝の会の時に、朝ヨガ（体操）を取り入れ身体のケアと心の安定を図っていく。

・午後の活動は、朝の会の時に利用者さんの意見を取り入れ、気持ちよく参加、活動出来るようにする。仲間同士認め合う場にしたり、全員で活動し身体を動かしたり（樹グループオリンピック（卓球・リレー等））、個々のゆったりとした時間を過ごす場にしたりと生活の幅を広げ、楽しみながら過ごしていく。又、公園で身体を動かす、図書館に行く、買い物をする、おやつ作りをするなど、仕事とは違った楽しみと気分転換が出来るようにしていく。

・グループ活動は、季節毎の楽しみを持てるように、利用者さん主体で計画をたてていく。

楽しみに待てるように、計画も本人主体になれるような取り組みをしていく。

（宿泊体験・クリスマス会・初詣・年度納め等）

・個別外出は、本人と話し合いながら決めていく。本人、職員とも同じ楽しみを共有する中で関係を深めていきたい。

7. 音楽活動

音楽ボランティアさんに来ていただきて、希望する利用者が集まり、歌を歌ったり音楽を鑑賞して楽しむ。ゆったりとした時間の中で、音楽を聴きながら気持ちをリフレッシュしたり、次回の歌のリクエストをしたり、楽しい時間を過ごしていく。又、地域の方との貴重な関わりでもあるので、お互いの理解を深める大切な機会としていきたい。

8. 行 事

季節の行事・レクリエーション・ウォーキング等文化的、余暇的活動を実施し、楽しみや生き

がいに通じる内容としていく。又、土曜日にはカラオケや地域へ出かけていく機会を多く持つとともに、希望者を中心に、他の機関が企画する行事などに参加していくことも考えていく。

又、行事を行う際には利用者さんや家族の方と相談しながら進めていきたい。

9. 本人支給金について

利用者さん一人一人が何らかの仕事を行い、そのことを通して社会参加することは大切なことであり、生きがいにつながるものと考えている。引き続き作業収入の総額から、材料費、光熱水費などの必要経費を差し引いたものを、利用者さんそれぞれの作業活動の状況と出席率を考慮にいれて配分し支給する。支給状況については、適宜見直す機会を設ける。

10. 委員会活動

利用者さんの生活・健康管理並びに安全・環境整備等について、委員会を設け協議する。

(1)生活・保健衛生委員会

健康診断・・・春と秋の年2回、血液検査、レントゲン健診（全員対象）、嘱託医による問診・聴診・血圧測定、身体測定、検尿等を行う。又、問診表の提出、検便も各家庭に依頼する。※検便については、職員は毎月実施する。

歯科検診・・・静岡県歯科医師会に依頼し、全員実施していく。

体重測定・・・毎月1回実施し、結果は体重表にて各家庭に連絡する。運動不足の利用者さんも多いため、各グループでの余暇活動などで身体を動かす機会を設けていく。

保健だよりの発行・・・時期に合わせて発行し、情報の提供に努める。

感染症予防（ドアノブ・手すりの消毒等）1回／週実施。

※ 流行期もしくは感染者が出た場合は毎日実施。感染防止用の消毒セット（次亜鉛素酸ナトリウム、使い捨て手袋など）の点検。手指の消毒のために、アルコール除菌液を常備し使用する。

薬の管理・・・自分で薬の管理ができない方については、飲み忘れや誤飲がないように注意し各グループで管理していく。「投薬記録」をチェックし、薬の把握をするとともに変更があった場合は随時記録していく。

「緊急時投薬記録」は救急バックで保管し、救急バッグの中身の補充、使用期限のチェックをする。

記録簿の記入・整理・・・健康記録表、健康診断個人表、健康診断結果表、嘱託医訪問記録、投薬記録（緊急用）発作記録を作成する。

(2)環境美化委員会

- ・ 大掃除については年2回、ワックス掛けも兼ね、ご家族の方にも協力して頂き実施したい。
又、普段できない箇所を重点的に行い、クリーンボックスも利用し不用品や粗大ゴミなどを処分する。時期に合わせて職員が草刈り・草取りを行い、ご家族やボランティアさん等の協力も頂く。
- ・ ゴミ出しについては、種類別のゴミ箱を分かりやすく表示し、職員の当番制に基づき分別して出す。普段のゴミ出しで処分しきれない物は、コンテナを借りたり、業者に持ち込み処分する。ダンボール・古紙については、空き時間を活用してリサイクルステーションに搬出し、処分する。

- ・ 節水・節電・事務用品（コピー用紙の両面印刷やミスコピー用紙の再利用も含む）等の無駄遣いをなくし、経費の削減に努めるように職員に働きかけていく。
- ・ 施設周辺の見回りを普段から心掛け、利用者さんが快適にそして安全に過ごせるように、老朽化している箇所がないか、施設周りの観察に努めていく。又、玄関先に葉っぱやほこりが落ちていないか常に気を配り、玄関周りの環境美化への意識を高めていく。

(3)安全委員会

利用者の方に対し豊かな支援と安全な環境を提供するため、施設設備の危機管理及び支援上の事故防止を目的とする。

利用者の方の安全な活動に向けて～「事故報告書」「ヒヤリハット報告書」の利用により、職員間で安全への意識を高め、情報を交換しやすい環境づくりを進める。又、支援者の体調管理、ストレス軽減について情報の収集と提供を行う。

安全運転管理では、職員個々の健康状態の把握と適切な勤務状態が求められる。体調に不調が見られる場合には、運転は控える等適切な対応をとる必要がある。

緊急事態への対応～緊急事態（事故等）が万が一起こった場合は、安全管理マニュアル、不審者進入対応マニュアル（別紙）に従い、速やかに状況に応じた行動をとる。その際は、法人内で連絡を取り合い、協力して事態の収束にあたる。なお、侵入者等への対応については地域参加の視点も持ちつつ、対応について協議していく。

(4)人権擁護・虐待防止委員会

利用者さんの人権を擁護し、虐待を未然に防止するために、管理者を責任者とし、虐待防止の組織（人権擁護・虐待防止委員会）を設置した。当委員会は、利用者の安心、安全と人権擁護の観点から、適正な支援が提供され、利用者の自己実現と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的にまたは適宜、委員会を開催し、虐待の防止に努める。具体的には、研修会、会議の中で職員の意識の向上を図るとともに、苦情解決担当者や安全委員会と連携しながら、組織として質の高い支援を提供できるよう努めていく。

11. 地域社会との関係

松ぼっくりは、地域社会にとって貴重な社会資源であるとともに地域社会の一員であり、積極的に地域との交流を図っていく。より一層、地域での理解を深めてもらうために、利用者さん一人一人の個人が理解されるような地域参加の在り方を検討していく。

①広報活動

- ・ふくはまのかぜ（年3回発行）の配布等
- ・作品の展示即売会及び協力店販売並びに地域のバザー等での販売
- ・施設行事への地域の方々の参加（施設のオープン化）

②地域行事への参加・交流

③ボランティア活動の受け入れ

④作業、散歩、外出等、日常的な施設外活動の実施～地域での利用者さん一人一人の理解

⑤市及び地元自治会自主防災組織との連携

地域の避難所（中川排水器場）への避難訓練等の実施。

12. 家庭との関係

事業所における活動は、家族の協力があって初めて援助の効果が期待される。そのためには、

常に連絡を取り合い、意思疎通を図り、活動への理解と協力を得るとともに、その悩みや相談があれば真摯に向き合い、一緒に取り組んでいく関係づくりを心掛けていく。利用者さん、家族の思いや願いにふれることができることが大切である。

①家庭との連絡

連絡ノートによる日常的な情報の交換や必要に応じた電話等による連絡。

(長期休暇時には、必要に応じて連絡を入れる。)

②随時、個別面談やグループ毎の会合（懇談会）を実施し、意見交換を行う。

③活動及び行事等への参加・協力依頼

④はまべ会との共催行事

13. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置き、幅広く意見を聞くために、事業所内に意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努める。利用者さんの権利を擁護し、信頼関係を築くことを基本に、施設運営の質的向上を目指していく。また、苦情ではない内容でも、大切だと判断したものは、「こんな一言聞きました」という形で、報告書を作成する。

・受付担当者	生活支援員	鴨藤栄子
・解決責任者	サービス管理責任者	山田宗克
・第三者委員	元浜松養護学校事務長 磐田市手をつなぐ育成会	寺田勝夫 寺田い久子

14. 防災対策

東日本大震災以降、法人内で定期的に開催している防災担当者会議を今後も継続して行く。大規模地震等による発災を想定し、利用者さんの避難訓練のあり方、防災設備、備蓄食等の防災対策、行政との連携や関係調整など具体的な対応について総合的に検討していく。定期的に避難訓練を実施し、利用者さんと職員の意識を高める。

又、「松ぼっくり」は大規模地震の場合の想定のみならず、傍僧川が真横に立地している条件から、水害対策も視野に入れた近隣のポンプ場への避難の迅速化と「いつ避難するか」など具体的な対応について検討していきたい。加えて、「松ぼっくり従たる事業所」の完成に伴い、発電機を利用した停電時の対応について、具体的な訓練等を実施して法人としても利用できるようにしていく。

15. 関係機関との連携

利用者さんやその家族のニーズには、事業所で解決していく課題と地域の課題として考えていったほうが良いと判断できる内容がある。場合によっては、本人と家族の状況を関係機関等に連絡する必要もある。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、そうしたことを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することになる。

逆に、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会もあり、また施設の役割を実感する機会もある。こうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていく。

- ・ 日本知的障害者福祉協会・東海地区会・県知的障害者福祉協会、県通所施設連絡会への加

入及びこれに関係する団体との協力

- ・ 中遠地域自立支援協議会及び中東遠圏域自立支援協議会、福田チーム検討会への参加
- ・ 一般相談支援事業所、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 手をつなぐ育成会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化。
- ・ 全国障害者生活支援研究会等の支援に関する研修会や東遠地区などの発達障害者関係研修への参加。
- ・ 介護保険関連事業所による「ふじのくに型福祉サービス」や「デイサービス」の利用や地域包括支援センター等介護保険関係機関との連携と協力。

16. 会議の実施

現在行われている会議としては、各グループ会議、ケース会議、職員会議を毎月実施している。このほかに、サービス管理責任者を交えた管理者等会議（毎月）がある。また、平成22年度より、各事業所のリーダーと管理者等による意見交換の場を設けている。テーマの設定は参加者で話し合い、悩みや課題などを共有していきたいと考えている。法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくことを基本とする。

17. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、松ぼっくりは、法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

18. 研修

職員は、日頃から自身の人間性の涵養に努め、援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに、各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や援助等の共通理解が図られるように、研修担当による内部研修や法人合同研修会を実施する。研修の方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。又、新任の職員については、理事長、管理者による新任職員研修の機会を設ける。

～内部研修会～

利用者さんの援助活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励む機会として、内部研修会を実施する。主な内容は、「実施事業の現状報告」、「人権擁護・虐待」「防災について」「感染症対策」「安全について」「出張報告」「自己評価について」等

19. その他

「スマイル」グループが、静岡県、磐田市の協力のもと「松ぼっくり従たる事業所」として「社会福祉施設等整備費補助金の国庫補助」を受け、竣工したところである。なお、この建物は鉄骨造2階建（一部屋上避難可能）であり、一部停電時の発電機を使った電力供給も可能になっており、法人施設並びに地域住民の一時避難所としての機能も併せ持つことになる。

平成29年度 潮の香事業計画

1. 目的

施設は、利用者さんや家族の方そして地域と協力し合い、どのような重い障がいのある人でも住み慣れた地域で生活ができ、主体的に生きていくための自己選択、自己決定権が保障され、個人の尊厳が重んじられなければならないことを認識し、利用者さんの日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的としています。

2. 基本方針

ノーマライゼーション理念を柱に、活動の主役は利用者さんであり、職員は利用者さんのあらゆる面での援助者であるという考えが基本です。職員は、常に利用者さんに対する理解と愛情を持ち、支援等について工夫し、それぞれの職種において、適切な支援の実施、設備、財産の保全、予算、経理の適正な執行に当たるとともに、職員間及び利用者さん並びにご家族の方との有機的な連携が図られるように努めます。

3. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの関心、持っている力・適性等を考慮し、自己実現をめざしたプログラムを立てます。
- (2) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い、充実した地域生活につながるように援助します。
- (3) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努めます。
- (4) ご家族との意思の疎通を図ることで、一人ひとりにとって質の高い生活に結びつくように努めます。
- (5) 地域の方々、ボランティアさん、関係行政等活動を通じ、その理解と協力を深め、社会参加しやすい環境づくりをめざします。

4. 活動について

どんなに重い障がいがあっても、地域の中で暮らし続けたいという思いや願いを受け止め、一人ひとりの活動や関係の広がり、そして地域を意識したプログラムを心がけていきます。

(1) 生活

社会生活を営んでいく上で身につけておきたいことについて、日常の場面の中で自らの力で獲得できるように援助していきます。

- ・ 身の回りのこと・・・移動、身だしなみ、歯磨き、食事マナー、排泄等
- ・ 社会性・・・他の人の信頼関係、挨拶、言葉遣い、交通ルール等

(2)活動

働くということは、その創造的な活動または生産的な活動を通して自己表現する場です。働くことで物を作る喜びや充実感を得ると共に、協同活動によって利用者間の関係が作られていくものであると考え、だれもが参加できる内容を準備しています。そのために、利用者さん一人ひとりが主体的に取り組めるように、作業活動、創作活動、レクリエーション等を組み合わせ、個々の思いや意見が反映されたプログラム作りや、よりきめ細かな配慮や関わりができる環境等に留意した活動を心掛けています。

また、日常的に地域の方々との関わりの中で活動することが、「地域で安心して暮らしていくための環境づくりにつながる」という視点から、「地域の人がもっと関わりやすい環境にしていく」、「活動の場所を徐々に、地域の中に、できれば一緒に活動をしていく」ことを目標として、活動を工夫していきます。

現在、事業所によって違いはありますが、所属しているグループ内にあるいくつかの活動を自分で選んだり、自分のやってみたいことがあるときは、他のグループの活動であっても選ぶことができる方法を探り入れたりと工夫をしています。大切なことは、利用者さんが興味を持って、主体的に取り組める活動があることです。利用者さんと共に、活動の計画や内容を考え、話し合い、プログラムを作成していくようにしています。

5. 施設の概要

(1)設備・運営主体	社会福祉法人 福浜会		
(2)種別・名称	障害福祉サービス事業 潮の香（生活介護事業）		
(3)開設年月日	平成23年4月1日		
(4)定員	20名		
(5)規模			
主たる事業所	敷地面積	13,575.57m ²	
	建築面積	238.75m ²	
	建物の構造	鉄骨造平屋建て	
従たる事業所	敷地面積	598.30m ²	
	建築面積	173.69m ²	
	建物の構造	鉄骨造平屋建て	

(6)職員構成

職種	管理者	サービス管理者	生活支援員	看護師	嘱託医
定数	1 (兼)	1	6	1 (兼)	1

6. 事業内容

利用者さん一人ひとりが楽しく落ち着いた生活ができるよう、物的・人的環境を整える。興味や関心を持って活動できるよう利用者さんの思いや願いを中心に考え、自ら進んでその活動を選択することを基本姿勢とする。

活動内容としては、作業活動を中心とした中核に据え、スポーツ・料理・創作活動等を適切に組み合わせ、個々の心や体の状態・状況に応じて柔軟に提供する。また、毎日の生活が快適に過ごせるよう、歯磨き・洗顔・衣服の着脱などの基本的な生活習慣の習得にも力を入れていく。さらに、地域とのかかわりを大切にし、行事・イベント等に進んで参加していく。

＜職員配置＞ 看護師1名、生活支援員6名（主たる事業所4名・従たる事業所2名）

＜支援内容＞

- ・作業活動～のき花づくり、請負作業
- ・基本的生活習慣～歯磨き、手洗い、洗顔などの習得、排泄の支援（個別支援）
- ・文化的活動～創作活動、料理づくり
- ・余暇活動～外食、外出、運動等

7. 具体的な活動内容

(1) 作業

利用者さん一人ひとりの興味・関心・もてる力・今までの体験・人間関係・障害の状態等を考慮して、利用者さんとご家族と職員が相談しながら仕事の担当を決めたり、主体的に参加できる仕事の開拓を進めたりする。

一般企業への就労の可能性を考え、企業への出向を奨励し、いろいろな仕事（作業）を体験したり、職場における人間関係の大切さを体得したりできるようにしていく。

① のき花製作

地域に根ざした仕事のひとつとして祭典用の「のき花製作」を取り組んでいる。

＜花や葉の型をとる、水付け、花や葉の色を染める、貼り合わせる、竹を染める、竹に貼る、束に縛る＞等、それぞれの工程に本人の希望・適正等を考慮して行う。利用者さん全員が、どれかの作業工程に関わるよう配慮していきたい。

② 請負作業

同じ工程の繰り返しが適している利用者さんのための作業として、ヤマハの自動車部品の袋詰め・ホッチキス留め（堀住加工）、網戸用ローラーの袋入れ（ダイオ化成）、カプラのダミー作業（マックス）を行う。

③ 外部作業

地域への社会参加と就労支援の一環として、地域の事業所等に積極的に出掛けて仕事をする。カネ長水産・フスマ商会・コーベン工業・さくらの苑／於保老健に出掛ける。今後も地域にある企業等で働くよう、職場開拓を進めていく。

(2) その他の活動

スポーツ・料理・創作活動等いろいろな活動に挑戦し、経験の幅を広げ、楽しみのある充実した生活につながるようにしていきたい。また、ボランティアさんや地域の方々にも、諸活動に対して積極的に参加を呼び掛け、そのかかわりを深めていく。計画及び活動内容については、随時利用者さんと話し合って行う。

①スポーツ・散歩等

地域の中で活動することを視野に入れながら、近くの公園でのグランドゴルフなどのスポーツや、行事としてのボウリング大会、プールやスポーツ教室の利用、その日の体調や天候を考慮しながら、毎朝のラジオ体操や潮の香周辺の散歩を行う。また、利用者さん一人ひとりに適した軽スポーツ・ダンベル（ペットボトルに水を入れたもの）・ストレッチ運動・タオル体操などを併せて実行する。健康面を考え、より多くの体を動かす機会を作っていくたい。

②料理作り

簡単な料理やお菓子作り等を行い、自分の力で作る楽しさや達成感を味わう。随時実施。

③ 創作活動・音楽・美術の鑑賞等

強く感動した体験や描きたい対象に出会った時を大切にして、絵画表現に取り組んでみる。また、広告紙やパンフレットなどを利用した作品（コラージュ）、塗り絵、折り紙等で、創る喜び楽しさを感じ取るようにしたい。

また、創作活動の一環として、美しいもの、創造的なものに触れるための美術・音楽鑑賞会や図書館利用などを行う。随時実施。

④野外活動

一年を通しその季節に合った目的地や内容を利用者さんと職員で話し合い、計画や方法などについて考え、楽しく安全に実施できるようにする。潮の香の特色でもある全体での活動を基本とするが、個々の心身の状態に合わせた大きなグループでの活動も適宜検討していく。今年度も6回程を実施予定。

⑤ 個別体験

個人のやりたいこと・行きたい場所の希望をもとに、普段はなかなか出来ない年一回の楽しみの時間とする。面談等でご家族からも希望を聞いた上で、その後も細かく話し合いなるべく希望に沿う形で実施する。年1回実施。

⑥ BDショッピング（バースデーショッピング）

利用者さんの誕生日には、朝の会等でお祝いの言葉をかけたり、決められた金額の中で楽しく買い物をしたりし、自分という存在を感じてもらえる機会にしたい。

⑦ 地域清掃

月1回は「ひろ道ウォーク」の日と決め、施設周辺を散歩しながら落ちているゴミを拾う。小さな活動ではあるが、活動を通して地域の役に立つことを実感し、きれいにする心や捨てない心を育むよう実施していきたい。ただし、寒さの厳しい冬の4か月間は休止とする。

8. 健康管理及び安全

利用者さん一人ひとりの健康を維持し、体力の向上を図る。

- ・ 身体測定・健康診断・各種検査を実施し、成人病の早期発見・予防に努める。
- ・ 日常生活の衛生面においては、施設内の消毒や自己管理（手洗い・うがい）ができるよう支援する。
- ・ ラジオ体操・ストレッチ体操・散歩などは毎日行い、身体機能の維持を支援する。
- ・ 心の悩み・ストレス解消を図るため、いつでも話し合える場と時間を設ける。
- ・ 利用者さん及び施設の安全管理に配慮する。
- ・ 地震及び火災等を想定した避難訓練を毎月1回、総合防災訓練を年1回実施し、安全で迅速な避難ができるように訓練しておく。また、災害時のマニュアルや備品を整備しておく。
- ・ 散歩、外出、交通教室等さまざまな機会を通して交通ルールを学ぶ。

9. 工賃の支給

毎月の作業収入の総額から、材料費や光熱費などの必要経費を差し引いた金額を、利用者さんそれぞれの作業活動の様子と出席率を考慮に入れて、配分し支給する。今後、どのような支給評価表を取り入れていくかを検討する。支給状況については通常半期ごとに見直す機会を設ける。

10. 委員会活動

利用者さんの生活・健康管理並びに安全・環境整備等について協議する。必要に応じ、松ぼっくりと共同による委員会で協議したり、職員研修会を開催したりする。

(1)生活・保健委員会

生活・保健委員会は、利用者さんの生活、健康、衛生面に留意し、その維持・向上を図ることを目的とする。健康診断（年2回）、嘱託医との連携、健康記録（毎月の体重測定）、感染症予防のための施設内消毒や個人の衛生面への配慮、保健だよりや必要に応じてお知らせ等の発行を実施する。

また、インフルエンザ等感染症対策については、発生予防のうがい手洗い等の励行をしていく。

(2)環境委員会

潮の香内外の環境整備について協議、必要な整備活動を企画する。家族会との年2回の大掃除をはじめ、日常的な施設内掃除や草取りなどを行い、過ごしやすい環境と美化に努める。

(3)安全委員会

潮の香の作業環境、施設設備、安全運転管理など活動のあらゆる場面での安全対策について協議する。常に利用者さんの身の安全を念頭において、確実な介助や支援を行い、事故防止に努めるよう職員の意識向上を図る。また「事故報告書」「ヒヤリハット」に基づく、情報収集と安全管理体制を見直すとともに、事故が発生した場合には、速やかに委員会を開き、対応・対策を検討する。法人内の各施設との合同委員会を開催し、情報収集・情報交換をする。

- ① 利用者さんの安全確保と適切な介助や支援の実施及び事故防止に対する職員の意識向上を図る。
- ② 施設設備（環境）の保全管理
- ③ 安全運転管理（講習、車検、点検等）
- ④ 緊急事態への対応・・・安全管理マニュアル、不審者侵入対応マニュアル
- ⑤ 福祉有償運送（登録の有効期間：平成32年3月22日まで）

平成18年度より福祉有償運送が始まったが、より安全運転を心掛けるように研修等（ブラッシュアップ講習等）を通して、職員の安全運転意識の向上と、技能・知識の修得を図る。

(4)人権擁護・虐待防止委員会

平成26年度に利用者さんの人権を擁護し、虐待を未然に防止するために、管理者を責任者とし、虐待防止の組織（人権擁護・虐待防止委員会）を設置した。当委員会は、利用者の安心、安全と人権擁護の観点から、適正な支援が提供され、利用者の自己実現と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的にまたは適宜、委員会を開催し、虐待の防止に努める。具体的には、研修会、会議の中で職員の意識の向上を図るとともに、苦情解決担当者や安全委員会と連携しながら、組織として質の高い支援を提供できるよう努めていく。また、年に2回（10月、3月を目安に）虐待防止チェックを全職員対象に行う。

11. 地域社会との関係

潮の香は、地域社会にとって貴重な社会資源であるとともに、地域社会の一員でもあることから、積極的に地域との交流を図っていく。

①広報活動

- ・ふくはまの風（年3回発行）の配布
- ・潮の香だより（毎月発行）の配布

- ・法人ホームページ
- ・施設行事への地域の方々の参加（施設のオープン化）
- ・のき花販売による広報
- ②福田地区等の地域の清掃活動（ひろ道ウォーク）
- ③実習生（高等学校等）やボランティア活動の受け入れ
- ④見学や福祉体験（中学校等）の受け入れ
- ⑤作業、散歩、外出等、日常的な施設外活動の実施
- ⑥地域行事への参加・交流
- ⑦市及び地元自治会自主防災組織との連携

12. 家庭との関係

事業所における活動は、ご家族の協力があつて初めて援助の効果が期待される。そのためには常に連絡を取り合い、意思疎通を図り、活動への理解と協力を得るとともに、その悩みや相談があれば真摯に向き合い、一緒に取り組んでいく関係づくりを心掛けていく。利用者さん、ご家族の思いや願いにふれることができることが大切である。

①家庭との連絡

- 連絡ノートによる日常的な情報の交換や、必要に応じた電話連絡や訪問等を行う。
(長期休暇時には、必要に応じて連絡を入れる)
- ②随時、個別面談や活動参観を行う。また、年2回の家族懇談会を実施し、意見交換を行う。
- ③活動及び行事等への参加・協力依頼
- ④はまべ会との共催行事（地域交流会等）

13. 苦情解決体制

苦情解決体制基本要綱に基づき、受付担当者、解決責任者、第三者委員を置き、幅広く意見を聞くために、事業所内に意見箱（苦情箱）を設置し、苦情への適切な対応に努める。利用者さんの権利を擁護し、信頼関係を築くことを基本に、施設運営の質的向上を目指していく。また、苦情にならない内容でも、大切だと判断したものは、「こんな一言聞きました」という形で、報告書を作成する。

・受付担当者	生活支援員（リーダー）	外間敬子
・解決責任者	管理者	山田宗克
・第三者委員	元浜松養護学校事務長 磐田市手をつなぐ育成会	寺田勝夫 寺田い久子

14. 関係機関との連絡

事業所等に挙がってくる利用者さんやそのご家族のニーズには、地域の課題として考えていくほうが多いと判断できる内容がある。また、場合によっては本人と家族の状況を連絡する必要もある。そのために、県や市町等関係機関と情報交換の場を設けることは、こうしたことを直接伝える機会であり、当事者の声を代弁することにもなる。

逆に、地域で行われている活動や関係機関等が主催する会合等に職員が参加することも重要で、事業所内では知ることが少ない地域のニーズに触れる機会もあり、また施設の役割を実感する機会もある。こうした関係機関との連携は、地域全体の福祉の向上につながっていくのである。

- ・全国・東海地区・県知的障害者福祉協会、県通所施設連絡会、西部地区施設連絡会への参加及びこれに関係する団体との協力

- ・ 中遠地域自立支援協議会や中東遠圏域自立支援協議会及び福田チーム検討会や個別地域ケア会議等への参加
- ・ 市町指定相談事業所、地域療育支援センター、就業・生活支援センター等との連携・協力
- ・ 手をつなぐ育成会等の家族や本人が参加する団体とのつながりの強化

15. 会議の実施

現在行われている会議としては、支援会議、職員会議を毎月実施している。また、個別支援計画作成に関わる各種会議を適時実施している。このほかに、サービス管理責任者を交えた管理者等会議（毎月）や、各事業所のリーダーと管理者等による意見交換の場として、合同リーダー会（適時）を設けている。テーマの設定は参加者で話し合い、悩みや課題などを共有していきたいと考えている。法人の理念や目的及び施設の活動方針を柱に、支援内容の点検・見直しを図っていくことを基本とする。

16. 職員の健康管理

職員は、自ら心身共に健康な状態を維持するよう努め、施設は法に定められた健康診断及び検査を実施するほか、職員にとって快適な勤務環境の保持を図る。

17. 研修

職員は、日頃から自身の人間性の涵養に努め、支援活動に関する知識、技術向上に意欲的に取り組むために、自己啓発に励むとともに各種の研修会に参加する。また、法人内職員間で課題の共有や支援等の共通理解が図られるように、研修担当による内部研修や法人合同研修会を実施する。研修の方法や内容は、各事業所の研修担当者による会議で、年間計画を作成する。さらに、支援活動に関する知識、技術向上と職員同士のお互いの理解を深めることを目的に、法人内人事交流を研修の一環として行う。（希望があれば隨時調整を行う）

18. 防災対策

定期的に避難訓練を実施し、利用者さんと職員の意識を高めていく。東日本大震災以降、法人内で定期的に開催している防災担当者会議を今後も継続する。東海・東南海大地震及び津波の襲来を想定し、利用者さんの避難訓練のあり方、防災設備、備蓄食等の防災対策を行政や地域と関係を持ちながら総合的に検討していく。今後の大きな課題としてB C P（事業継続計画）の策定や安否確認方法の見直し等があり、家族会も含めた規模での検討が必要である。

平成27年度に入り、臨時福祉避難所の協定書を交わすことについて、磐田市と具体的な話し合いが行われ、発災後必要となれば、この地域の障害のある方及び高齢者等の「災害時要援護者」が避難する場として、潮の香が指定を受ける協定を結んだ。

日課表

時 間	月・火・木・金曜日	水・土曜日
8 : 3 0	職員ミーティング 通所 (送迎車)	
9 : 3 0	活 動 (朝の会～作業、レクリエーション他)	
1 2 : 0 0	昼 食 ・ 休 憩	
1 3 : 1 5	活 動 (作業、レクリエーション他、 ～帰りの会)	帰りの会 1 3 : 3 0 退所 (送迎車)
1 5 : 3 0	退所 (送迎車)	※営業時間は1 4 : 3 0まで

※ 水曜日午後は、各会議等を実施する。土曜日は年間カレンダーにより開所日を指定。

設備点検・保健衛生等

月	整備点検・保健衛生等
4	
5	健康診断 (胸部レントゲン、血液、検尿、保菌、身体測定、嘱託医による問診・聴診、血圧)
6	
7	消防設備業者点検
8	
9	
1 0	健康診断 (保菌、検尿、嘱託医による問診・聴診、血圧)
1 1	総合防災訓練
1 2	
1	消防設備業者点検
2	
3	設備自主点検
毎月	体重測定、避難訓練、消防用設備自主点検、施設安全点検、職員保菌検査

平成 29 年度 (福) 福浜会地域生活支援事業 事業計画

1. 目的

障がいのある方が、地域の中で必要な時に、必要なサービスを利用して、潤いのある地域生活を送れるよう支援することを目的とします。

2. 活動方針

利用者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを支援します。

3. 業務の内容

利用者さんと契約、面談を行い、事業者は、個別支援計画に基づいて、下記に記載されているサービス内容を提供します。

サービス提供は、生活支援員・登録ヘルパー等が対応します。

利用者さんの意思と人格を尊重し、常に利用者さん主体でサービスを提供します。

1) 地域生活支援事業のサービス

イ. 日中一時支援事業

障がい者（児）等を対象として、当法人内の事業所を利用して過ごしていただきます。活動内容は、事業所が実施する日中活動（内職などの作業・土曜レクリエーション等）に参加して過ごしていただくか、テレビ・音楽鑑賞・散歩など、余暇の時間をご本人の希望に添って支援を行います。

ロ. 移動支援（磐田市、掛川市、森町）、外出介護（袋井市）事業

障がい者（児）等を対象として、希望されるプログラムをご本人やご家族と相談して計画し、余暇の外出の付き添い等を行います。

2) 県ライフサポート事業のサービス

障害者自立支援法で対象外となる一部の在宅支援サービスを、県及び市町が支援する制度で、ヘルパーを派遣し、自宅の中での支援や、通勤、通学、通院など外出の付き添いを行います。

3) 福祉有償運送を利用したサービス

地域生活支援事業を利用していただく方へ、送迎を行います。

4. 職員体制

管理者（はまぼう兼務） 1名

サービス提供責任者兼リーダー（汐風兼務） 1名

地域生活支援担当サブリーダー（松ぼっくり兼務） 1名

登録ヘルパー 14名

必要に応じて、各事業所生活支援員等対応

5. 利用者さんについて

- ・ 障がいの特性を理解し、本人、家族の求める支援を探求し支援するよう心掛けます。
- ・ 福浜会マニュアル及び各事業運営規程等に則り、人権擁護に配慮し、業務に従事します。

6. 運営委員会

下記に定める運営委員による運営委員会を開催し、適正運営の維持に努めます。

《運営委員》

- ・ 各事業所（施設）管理者及びサービス提供責任者、地域生活支援担当者

7. 担当者・ヘルパー会議

下記に定める各施設担当者と登録ヘルパーによる会議を定期的に開催し、実際の業務に関する適正運営の維持に努めます。

《担当者》

- ・ 各事業所の地域生活支援担当者
- ・ その他、理事長が必要と認める者

8. 費用の徴収

利用料については、各事業の運営規程に定める額を徴収します。その他支援にかかった実費を徴収させていただく場合があります。

9. その他

サービス提供時間は原則として 6：00～22：00 とします。

上記の時間帯においてサービス提供のご依頼があれば受付いたします。ご依頼に対して支援者を調整させていただき、支援者を手配できた場合はその旨連絡をし、サービスを提供いたします。

12月 29 日から 1月 5 日までと年度末職員研修日 2 日間は原則としてお休みさせていただきます。尚、研修等施設の都合により、お休みをいただく場合もあります。

平成 29 年度 指定共同生活援助事業所 汐風 事業計画

1. 目 的

在宅の知的障害のある方が、仲間と共に地域で暮らしていく為に必要な支援を行うとともに、主体的に生きていく為の自己選択・自己決定を重んじ、日々の生活の充実と自己実現を援助することを目的とする。

2. 活動方針

入居者さんの基本的人権を尊重し、主体的、意欲的に過ごすことを援助します。

- (1) 一人ひとりの個性を尊重し、その生活経験を広げ、社会性を養い充実した地域生活につながるように援助する。
- (2) 一人ひとりのかけがえのない生命の大切さを受け止め、その安全を図ると共に心身の健康の維持・増進に努める。入居者の安全と、心身の健康の維持・増進に努める。
- (3) 地域での活動に積極的に参加し、地域社会（行政、地域住民、ボランティア等）との良好な関係を保ち、一人ひとりが地域で暮らしやすい環境づくりをめざす。

3. 概 要

名 称	所在地及び連絡先	主たる対象者	定員	開設年月日
汐風	〒438-0074 磐田市二之宮 1336 番地 3 TEL・FAX 0538-35-6815	知的障害者 精神障害者	6 名	2004. 3. 1
あしたば	〒438-0078 磐田市中泉 2270 番地 18 TEL・FAX 0538-33-8083	知的障害者 身体障害者	5 名	2005. 4. 1
日和	〒438-0057 磐田市千手堂 950 番地 1 ニューハイム千手堂 101・102・202 号室 TEL・FAX 0538-37-9654	知的障害者	5 名	2009. 4. 1
みぎわ	〒438-1204 磐田市福田中島 3577 番地 1 TEL・FAX 0538-55-3939	知的障害者	5 名	2010. 3. 1

(1) 職員体制

管理者	1 名
サービス管理責任者	1 名
世話人	2 5 名
生活支援員（世話人兼務）	5 名
生活支援員（非常勤職員）	5 名

(2) 業務の内容

1) 入居者さんへのサービス

食事の提供 栄養管理 買い物、調理の援助 献立

2) 金銭出納に関する援助

利用者の徴収 共益費の徴収 現金出納の援助

3) 健康の管理

病気の時の看護 服薬等のチェック 清潔の管理

健康チェック（検温：毎日、体重測定：毎月）

医療機関との連携

福田西病院 木野孫史医師 （福浜会嘱託医）

緊急時の対応

バックアップ施設 はまぼう

緊急時 磐田市立総合病院

- 4) 生活面における支援
ADLの援助 社会生活を送る上での援助・助言
- 5) バックアップ施設との連携
法人運営施設をバックアップ施設とする。但し、法人内他の事業所もバックアップ機能としての役割を果たし、お互いに連携していく。
- 関係業務
・会計報告 ・生活状況、健康状況の報告 ・運営に関する相談
・緊急時のバックアップの依頼、連絡
- 6) 自治会との関係
自治会への加入 町内の自治会活動への参加
- 7) 社会生活の支援
交友・家族との関係についての援助
余暇活動・買い物の援助

4. 世話人の業務

《朝》		《夕方・夜》	
6:00	起床 朝食の準備	15:00	はまぼう出勤 食事準備・買い物
7:00	朝食	16:30	入居者さん帰宅
7:45	朝食の片付け 入居者さん通所準備 持ち物・健康チェック 身だしなみ等 通所先、バックアップ施設への連絡	18:00	夕食 夕食の片付け
8:15	入居者さん通所	19:00	入浴介助・洗濯等の支援等 記録 相談等
10:00	片付け 記録 業務終了	22:00	業務終了 【以後 6 時まで夜勤体制】
《祭日・昼》			
10:00	勤務・引継ぎ		
12:00	昼食・準備・片付け		
13:00	余暇支援		
15:00	引継ぎ		

(注) 世話人の公休等不在となる時は、バックアップ施設職員等で対応する。
家庭に帰宅し、その間、必要に応じて、家庭と連絡を取り、帰宅時の支援を行っている。
グループホームによって、多少の勤務時間の違いはある。
夜勤時間は、全グループホーム 22:00～6:00（休憩時間 0:00～4:00）までとする。夜勤時間の前後に入る場合には、勤務とする。

5. 入居者さんについて

- 地域の一員、独立した社会人として自由と自主性を重んじる。
- ・生活する上での最低限の規則の遵守
 - ・利用者と世話人の役割分担
 - ・人権擁護について
 - ・社会福祉法人福浜会マニュアル及び運営規程に則り、業務に従事する。
 - ・バックアップ職員によるアドバイス

6. 家族との関係

- 家族に対し、入居者の生活状況及び收支書類等を適時報告し、信頼関係を維持する。
入居者が、良好な家族関係を維持できるよう必要な援助を行う。

7. 安全対策

非常時体制の確立 近隣住民及びバックアップ施設の応援体制
グループホームの維持管理 非常食、備蓄品の確保
防災計画 別に定める。

8. 環境の美化

健康で文化的な生活を創るよう心がける。
感染症対策 定期的な消毒処置の実施 健康管理への配慮 服薬管理

9. 日中活動について

通所先との連絡、活動への参加、連絡ノート 電話連絡 記録など

10. 世話人の研修

相談（運営面・医療面・栄養面等バックアップ施設との連携）
各種研修会への参加、関係団体とネットワーク化
事務業務の習得（運営主体が責任をもって行う）
周知文書での連絡・情報共有の徹底

11. グループホーム会議及び運営委員会

月1回程度、サービス管理責任者、バックアップ職員、世話人による会議を開催し、現状報告、課題、備品等の整備等について意見交換を行う。

その他、法人全体の支援等の確認をするとともに、運営委員会の設置により適正運営の維持に努める。

運営委員：管理者、サービス管理責任者、バックアップ職員、世話人、入居者
その他管理者が必要と認める者

12. 費用の徴収

生活に必要な経費は入居者が負担する。額については下記のとおりとする。

項目	日額	月額
家賃		汐風・あしたば：20,000円 日和：24,000円 みぎわ：23,000円、21,000円
食材料費	朝食 200円 昼食 200円 夕食 400円	左記の金額を目安に実費。
光熱水費		汐風：5,000円 あしたば・日和・みぎわ：6,000円
日用品費		2,000円
その他日常生活費		2,000円

※ 平成23年10月から、障害者の地域移行を進める目的で、グループホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)に対して、月額1万円を上限に家賃が助成されている。

13. 行事

行事は、季節ごとに、入居者・世話人が主体となり企画・運営していく。

入居者・家族・世話人・担当職員が、食事をしながら意見交換をし、入居者さんにとって住みやすい場所にしていくために、交流会を定期的に行う。

平成 29 年度指定特定・障害児相談支援事業所「結」 事業計画

1 指定特定相談支援事業、障害児相談支援事業

(1) 事業概要

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 事業の主たる対象者

- ・身体障害者（18歳未満の者を除く）
- ・知的障害者（18歳未満の者を除く）
- ・障害児（18歳以上のものを除く）

※ 精神障害者（18歳未満の者を除く）については、関係する他の機関と連携して対応する体制を整備する。

(3) 内容

①計画相談支援

○支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）案を作成
- ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成

○支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・ 各市町で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ・ サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

②基本相談支援

- ・ 障害者や障害児からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の他、必要な便宜を供与する支援を行う。

2. 各機関との連携

サービス等利用計画は、さまざまなサービス提供事業者や地域の社会資源と関係することから、人と人とのを結ぶネットワーク構築の働きをもつ。その為サービス等利用計画作成の協働を通して、関係機関等との連携を図っていく。

- ・他機関との連携を目的とした会議への参加

中遠地区地域自立支援協議会、福田地区関係者連携会議、福田地区チーム検討会
地域包括ケア会議、退院時ケアカンファレンス他

- ・必要に応じて、一般相談支援事業所と連携した動きをとる
- ・相談支援専門員連絡会（年5回の定期開催）への参加

平成 29 年度地域療育支援センター事業 事業計画

1 目的及び対象者

当法人では、静岡県から委託を受け、県障害児（者）地域療育支援センター事業（以下「支援センター事業」という。）を実施しています。この事業は、在宅の障害児（者）等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実し、障害児（者）の福祉の向上を図ることを目的としています。

この事業の対象者は、在宅に障害児(者)及びその疑いがある児童等です。(以上、静岡県障害児(者)地域療育支援センター事業実施要綱より)

2 事業の種類

- ア 在宅支援訪問療育等指導事業
- イ 在宅支援外来療育等指導事業
- ウ 支援施設一般指導事業

3 実施方法

現在当法人では、2名の職員(看護師・社会福祉士)が中心となり、外来や訪問を通して相談を受け、必要な情報提供を行ったり、定期的に訪問し療育を行うなど、個々のケースに対応しています。ご本人だけでなく、ご家族のサポートも必要となるケースも多く、他の機関や行政との連携も必要に応じて実施しています。

4 相談例

- ・ 就学前に毎日通い、療育を受ける場所があるの？
- ・ 家庭の都合で一時的に見てほしいが、預ける場所はあるの？
- ・ 家族の都合で介護が難しい時に、家で見てもらうことはできるの？
- ・ 就学後の放課後や長期休暇時に預ける場所があるの？
- ・ 医療的なことで不安があるんだけど…

5 実施内容

- ・ 福祉サービスの利用援助・情報提供
- ・ 日常生活(医療的ケアを含む)に関する支援
- ・ 就学に関する相談支援・情報提供
- ・ 就学後の在宅支援（訪問）など

最近は、重症心身障害者(児)を対象とした動きが中心となっています。特に、医療的なケアがある児童を対象とした児童発達支援事業や放課後児童デイサービス等の関係から、当法人の対象事業所(あにまあと)の見学を希望されるケースやサービス内容について相談を求められるケースが多くなっている。

今年度は、就学前の児童や訪問教育を受けている児童等に対する訪問療育にも力を入れていきたいと考えています。